

第 3 期基山町障がい者基本計画

(令和 6 年度～令和 14 年度)

第 7 期基山町障がい福祉計画

第 3 期基山町障がい児福祉計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

基 山 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3

第2章 障害者福祉施策の動向

1. 国の施策動向	4
-----------------	---

第3章 障がい者等の状況

1. 人口動向	9
2. 障がい者等の状況	11
3. 障害者施策に関する意識調査	30
4. 第2期障害者基本計画の施策実施状況評価	38
5. 第6期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の施策実施状況評価	39

第4章 第3期基山町障がい者基本計画の基本的な考え方

1. 基本理念	41
2. 基本目標	41
3. 計画の体系	42

第5章 第3期基山町障がい者基本計画の施策・取組

【基本目標1】 個人としての尊厳の尊重	43
1. 障がいへの理解と差別解消の推進	43
2. 権利擁護の推進及び虐待の防止	45
3. 情報アクセシビリティの向上	46
【基本目標2】 自立に向けた生活支援の充実	48
4. 生活支援・福祉サービスの推進	48
5. 保健・医療の充実	51
【基本目標3】 安心して生活できるまちづくりの推進	54
6. 生活環境の整備	54
7. 防災・防犯等の推進	57
【基本目標4】 地域における社会参加の促進	59
8. 療育と教育の充実	59
9. 雇用と就労の充実	62
10. 文化芸術活動・スポーツ等の参加促進	65

第6章 第7期基山町障がい福祉計画・第3期基山町障がい児福祉計画

1. 基本理念.....	68
2. 計画の基本的方向.....	68
3. 目標設定値.....	71
4. 障害福祉サービス等の見込量と方策.....	77

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制.....	90
2. 計画推進のためのネットワーク構築.....	90
3. 広報・啓発活動の推進.....	90
4. 進捗状況の管理及び評価.....	90

第8章 資料編

1. 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例.....	91
2. 基山町障害者基本計画等策定委員会委員名簿.....	93
3. 計画策定の経過.....	93

「障害」の「害」の表記について

本計画では、法律・制度等における名称及び施設・団体名として漢字表記「害」が使用されているもの以外は、ひらがなで「障がい」と表記しています。

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

わが国の障害者福祉施策は、障がい者等がその能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活を送ることができるように援助すること、及び障がいの有無に関わらず、共に生活し活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。

本町では、平成27年3月に基山町障害者基本計画（計画期間：平成27年度～令和5年度までの9年間）、第6期基山町障がい福祉計画、第2期基山町障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度までの3年間）を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の基盤整備に努め、総合的に障がい者（児）施策を展開しています。

近年、高齢化の進行や社会情勢の変化等により、障がいのある人及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化等が進行する一方で、障がいのある人の自立に向けた生活や就労支援、社会参加に対する環境整備も進められてきています。

このような中で、平成30年に「地域における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正が行われました。

これらの状況や障がい者（児）の現状等を踏まえ、ノーマライゼーション¹の理念の下、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向けた障がい者福祉の増進を図ることを目的に、第3期基山町障がい者基本計画を策定します。

また、施策の評価に基づき、第7期基山町障がい福祉計画・第3期基山町障がい児福祉計画の策定を行うことが目的です。

¹ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

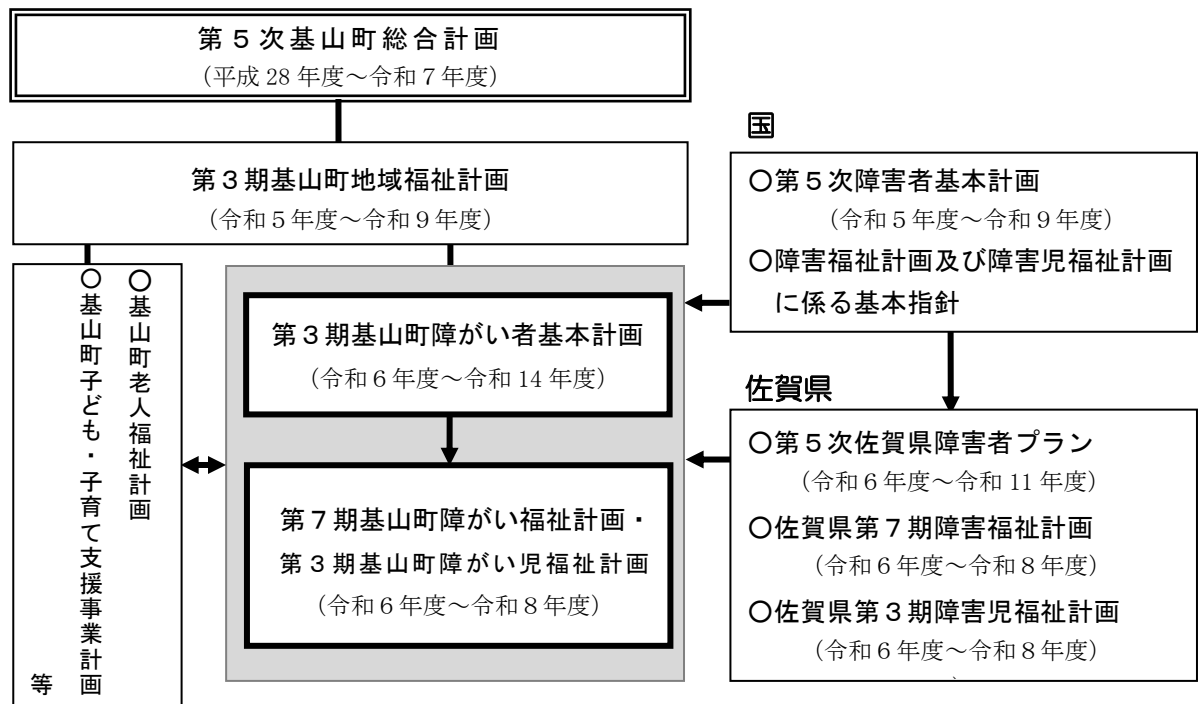
2. 計画の位置づけ

第3期基山町障がい者基本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、第5次基山町総合計画（平成28年3月策定）を上位計画として、本町における障害者施策に関する基本的な計画として策定するものです。

佐賀県の第5次佐賀県障害者プラン【改訂版】を踏まえながら計画を策定しています。

第7期基山町障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」です。また、第3期基山町障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。計画策定にあたっては、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針を踏まえて策定をしています。

■ 計画の位置づけ



3. 計画期間

第3期基山町障がい者基本計画は、令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までの9年間を計画期間とします。

第7期基山町障がい福祉計画、第3期基山町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

■ 計画期間

計画名	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
基山町障がい者基本計画	第3期								
基山町障がい福祉計画	第7期			第8期			第9期		
基山町障がい児福祉計画	第3期			第4期			第5期		

第2章 障害者福祉施策の動向

1. 国の施策動向

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定した改正が行われました。（平成30年4月施行）

令和4年度に障害者基本計画（第5次）の策定が行われています。

■参考 障害者基本計画（第5次）の基本原則・障害者施策の分野

基本原則		
●地域社会における共生	●差別の禁止	●国際的協調
障害者施策の分野		
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止		
2. 安全・安心な生活環境の整備		
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実		
4. 防災、防犯等の推進		
5. 行政等における配慮の充実		
6. 保健・医療の推進		
7. 自立した生活の支援・意志決定支援の推進		
8. 教育の振興		
9. 雇用・就業、経済的自立の支援		
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興		
11. 国際社会での協力・連携の推進		

(2) 発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法は、発達障がい者の障がいの定義に社会的障壁を加え、発達障がいへの理解を促進し、生活全般にわたる支援を促進するために、平成17年4月に施行されましたが、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会の実現を目的に、保護者への相談・情報提供及び助言、教育や就労支援、地域での生活支援、発達障がい者の家族等への支援等を拡充した改正が行われました。

（平成28年8月施行）

■ 国の動向

年次	主な制度・法律	主な内容
平成 27 年	難病の患者に対する医療等に関する法律	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成 28 年	障害者差別解消法	・障がいをも理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法 ※一部平成 30 年 4 月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度利用促進法	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30 年	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法	・障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保、向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法	・障がいのある人の文化芸術活動を推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和元年	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
令和 2 年	【改正】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進 ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和 3 年	【改正】障害者差別解消法 ※一部令和 6 年 4 月施行	・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
令和 4 年	【改正】難病法	・難病患者に対する適正な医療の充実及び療養生活支援の強化
令和 5 年	【改正】障害者総合支援法	・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
	【改正】精神保健福祉法	・精神障がい者のニーズに応じた支援体制の整備
	【改正】障害者雇用促進法	・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
	【改正】児童福祉法	・小児慢性特定疾病児童に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画は国が定めた基本指針に即して作成されるものです。市町村・都道府県の障害福祉計画は、第6期の計画が令和5年度末までであることから基本指針が見直されています。

■見直しのポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・重度障がい者等への支援など、地域生活のニーズへの対応
- ・地域生活拠点等の整備の努力義務化
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び県と市町村の連携の必要性

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る成果目標の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行の推進
- ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の拡充

⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等の家族に対する支援体制の充実、ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に関する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・協議会の活性化

⑦ 障がい者等に対する虐待の防止

- ・市町村における障がい者虐待等への組織的な対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨ 障害福祉サービスの質の向上

- ・ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT の導入等による事務負担軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス提供責任者等の研修修了者等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者支援法に基づく難病患者への支援の明確化

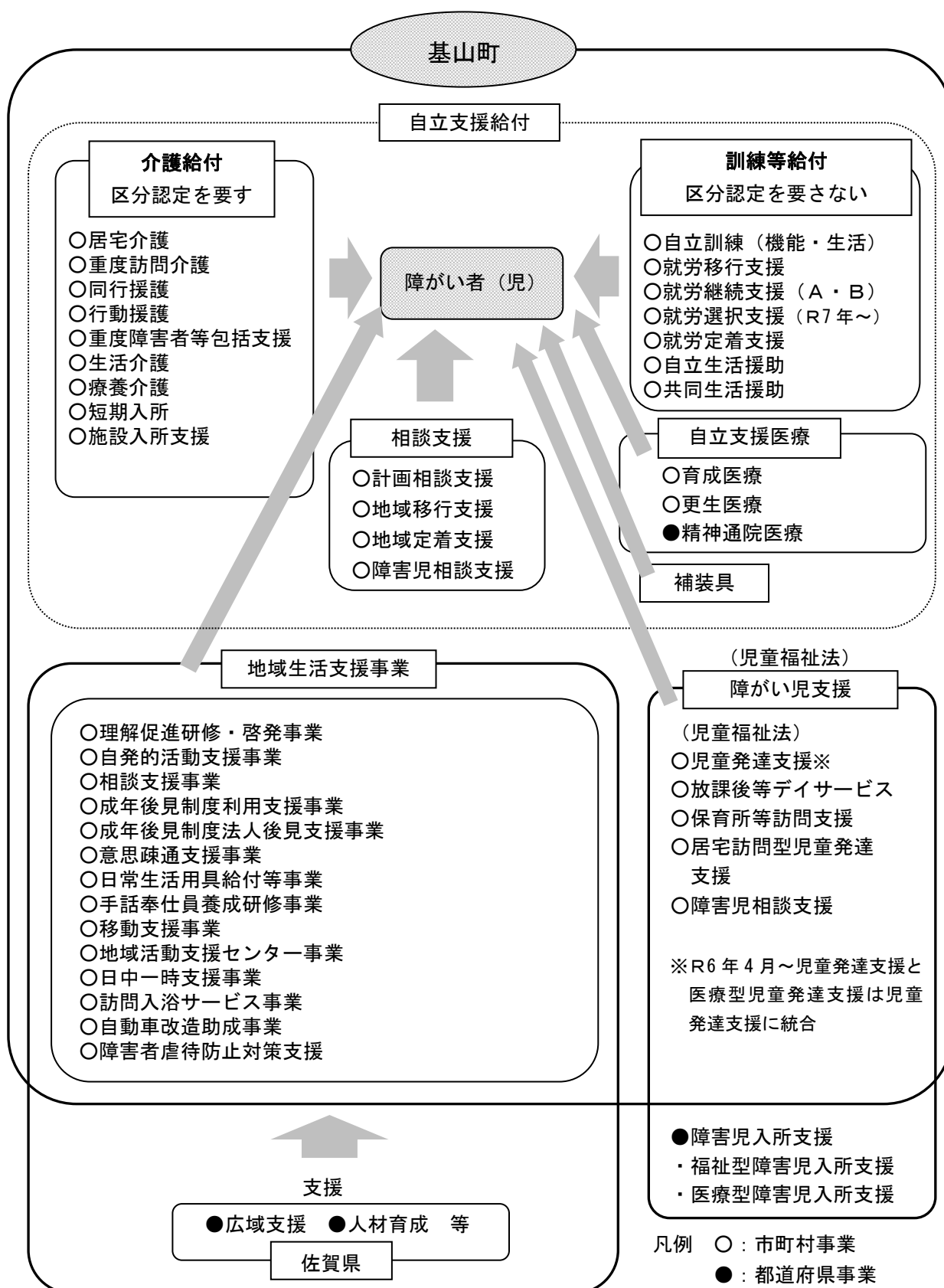
- ・ 障害福祉計画策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービス見込量以外の活動指標の策定を任意化

(4) 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、及び、児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの体系を下図に示します。



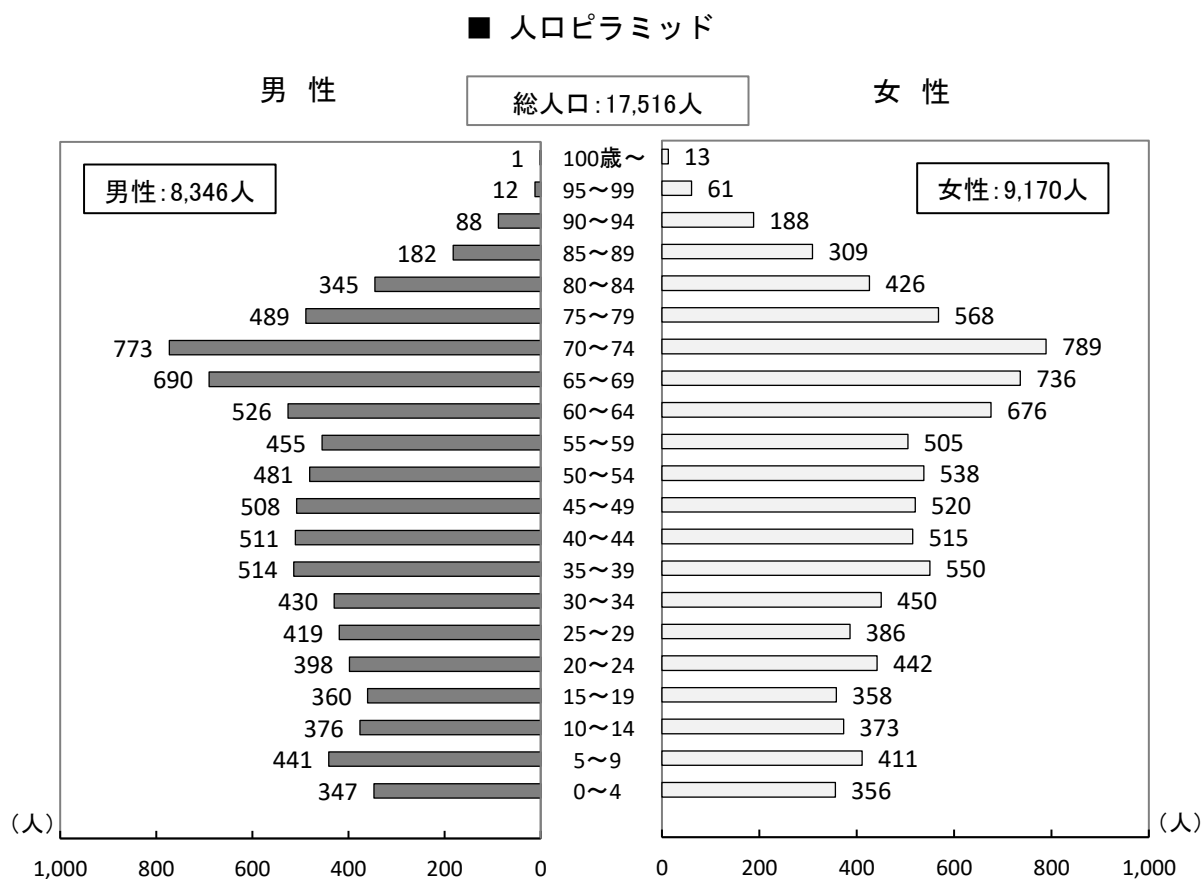
第3章 障がい者等の状況

1. 人口動向

(1) 人口構造

基山町の総人口は、令和4年度末で17,516人となっており、男性は8,346人、女性は9,170人となっています。

男女ともに70～74歳が最も多く、65歳以上に比べ15歳未満は少なくなっています。

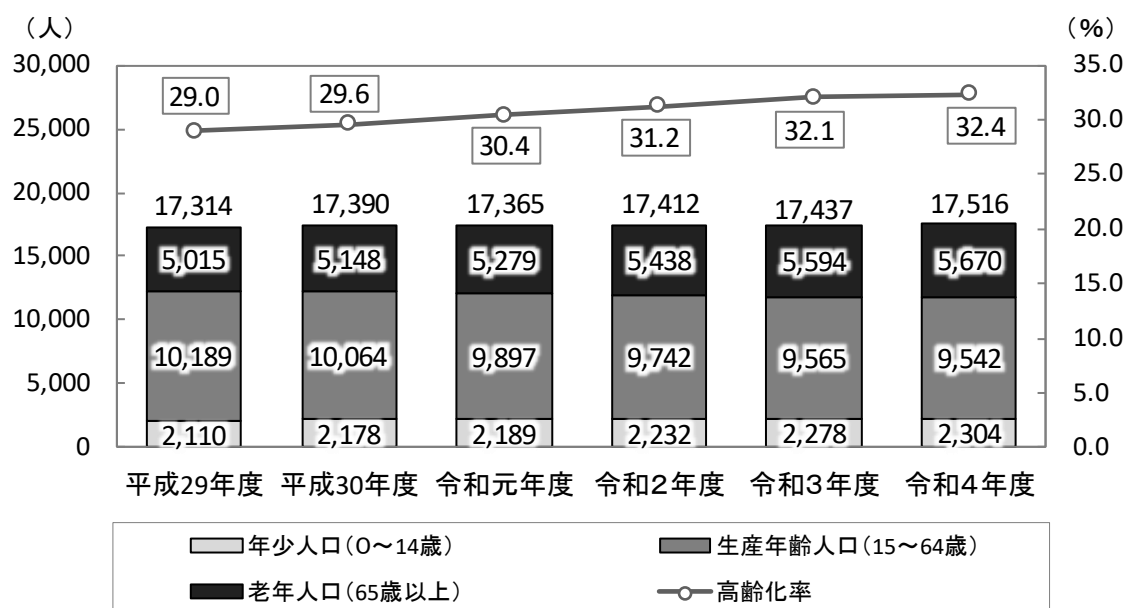


資料：住民基本台帳（令和4年度末現在）

(2) 年齢区分別人口及び高齢化率の推移

平成 29 年度から令和 4 年度の年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は平成 29 年度より僅かに増加の傾向がみられます。また、生産年齢人口（15～64 歳）は減少が続いており、老年人口（65 歳以上）は増加しています。老年人口の構成比（高齢化率）は、令和 4 年度で 32.4%となっています。

■ 年齢区分別人口及び高齢化率の推移



(単位：人・%)

年齢区分別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	17,314	17,390	17,365	17,412	17,437	17,516
年少人口 (0～14 歳)	2,110	2,178	2,189	2,232	2,278	2,304
構成比	12.2	12.5	12.6	12.8	13.1	13.2
生産年齢人口 (15～64 歳)	10,189	10,064	9,897	9,742	9,565	9,542
構成比	58.8	57.9	57.0	55.9	54.9	54.5
老年人口 (65 歳以上)	5,015	5,148	5,279	5,438	5,594	5,670
構成比	29.0	29.6	30.4	31.2	32.1	32.4

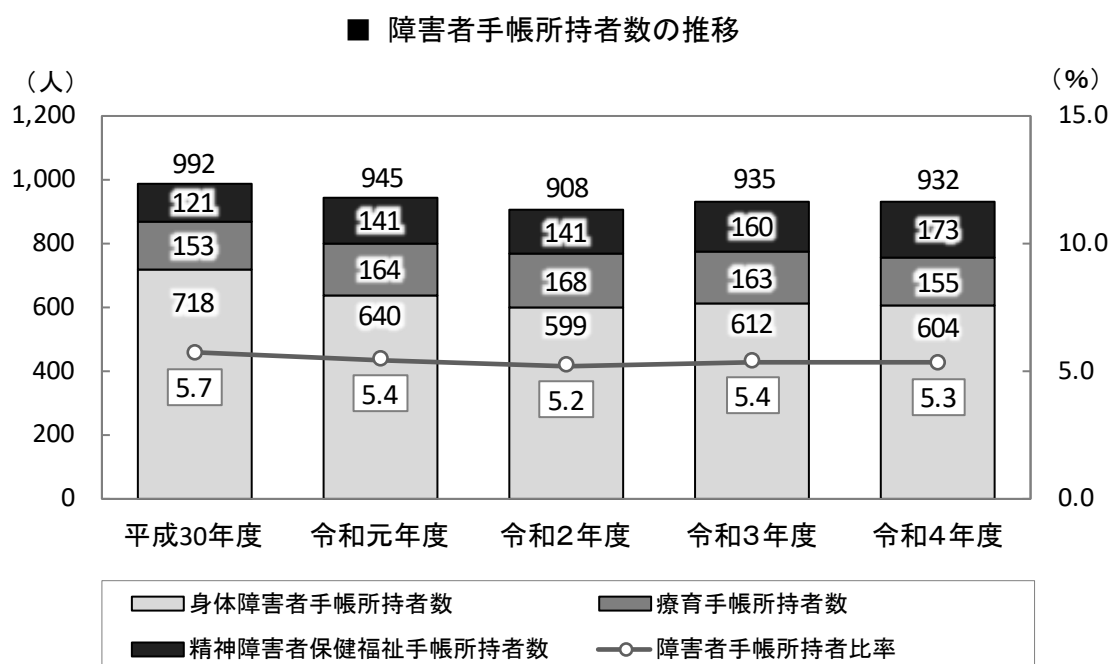
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2. 障がい者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和4年度で932人、総人口に占める割合は、5.3%となっています。

手帳種別のうち、最も多いのは身体障害者手帳所持者となっており、令和4年度では全体の64.8%を占めています。また、療育手帳所持者数は令和2年度以降、減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



(単位：人)

手帳種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	718	640	599	612	604
療育手帳	153	164	168	163	155
精神障害者保健福祉手帳	121	141	141	160	173
合計	992	945	908	935	932

各年度末現在

(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在で 604 人となっています。障害種別では肢体不自由が最も多く 307 人となっており、次いで内部障害が 221 人と続いています。

等級別にみると、1 級、2 級を合わせた重度障がい者数は 281 人で、全体の 46.5%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

種別	年齢別	等級別						合計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	8	9	5	1	2	2	27
	合計	8	9	5	1	2	2	27
聴覚・平衡 機能障害	18 歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18 歳以上	4	12	3	7	0	16	42
	合計	4	13	3	7	0	16	43
音声・言語 障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	0	2	4	0	0	0	6
	合計	0	2	4	0	0	0	6
肢体不自由	18 歳未満	2	2	0	0	1	0	5
	18 歳以上	48	50	45	69	50	40	302
	合計	50	52	45	69	51	40	307
内部障害	18 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18 歳以上	138	3	29	49	0	0	219
	合計	140	3	29	49	0	0	221
合計	18 歳未満	4	3	0	0	1	0	8
	18 歳以上	198	76	86	126	52	58	596
	合計	202	79	86	126	53	58	604

令和4年度末現在

① 身体障害者手帳所持者数（等級別）の状況

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移をみると、1 級、2 級、4 級が平成 30 年度から比較して大幅に減少していることがわかります。

■ 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

等級別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	250	220	203	209	202
2 級	107	92	84	81	79
3 級	90	80	80	86	86
4 級	159	140	124	126	126
5 級	55	56	56	56	53
6 級	57	52	52	54	58
合計	718	640	599	612	604

各年度末現在

② 身体障害者手帳所持者数（障害種別）の状況

身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移をみると、肢体不自由が特に減少しています。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移

（単位：人）

種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	34	29	27	26	27
聴覚・平衡機能障害	47	42	40	42	43
音声・言語機能障害	4	5	5	5	6
肢体不自由	401	352	316	318	307
内部障害	232	212	211	221	221
合計	718	640	599	612	604

各年度末現在

③ 身体障害者手帳所持者数（年齢階層別）の状況

身体障害者手帳所持者数（年齢階層別）の推移をみると、65歳以上は平成30年度から令和元年度にかけて大幅な減少がみられましたが、令和2年度以降、再び増加傾向となっています。また、18～64歳は令和元年度から比較すると減少しており、18歳未満は横ばいとなっています。

また、令和4年度の総人口に占める割合は3.4%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（年齢階層別）の推移

（単位：人・％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	10	8	7	8	7
18～64歳	171	202	156	163	149
65歳以上	537	430	436	441	448
合計	718	640	599	612	604
総人口に占める割合	4.1	3.7	3.4	3.5	3.4

各年度末現在

(3) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度末現在で 155 人となっており、A判定（最重度・重度）は 60 人で、全体の 38.7%を占めています。また、A判定（最重度・重度）、B判定（中度・軽度）ともに 18～64 歳が多くなっています。

■ 療育手帳所持者数

(単位：人)

判定別	年齢別	合計
A 判定 (最重度・重度)	18 歳未満	9
	18～64 歳	43
	65 歳以上	8
	合計	60
B 判定 (中度・軽度)	18 歳未満	17
	18～64 歳	72
	65 歳以上	6
	合計	95
合計	18 歳未満	26
	18～64 歳	115
	65 歳以上	14
	合計	155

令和4年度末現在

① 療育手帳所持者数（判定別）の状況

療育手帳所持者数（判定別）の推移をみると、平成 30 年度から令和4年度にかけて、A判定（最重度・重度）は微増しており、B判定（中度・軽度）は令和2年度に 110人まで増加しましたが、令和4年度では95人に減少しています。

■ 療育手帳所持者数（判定別）の推移

(単位：人)

判定別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 判定（最重度・重度）	56	58	58	58	60
B 判定（中度・軽度）	97	106	110	105	95
合計	153	164	168	163	155

各年度末現在

② 療育手帳所持者数（年齢階層別）の状況

療育手帳所持者数（年齢階層別）をみると、令和2年度以降、18～64 歳と65 歳以上の手帳所持者数は僅かに減少しています。また、総人口に占める割合も減少傾向にあり、令和4年度で0.88%となっています。

■ 療育手帳所持者数（年齢階層別）の推移

（単位：人・％）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	24	26	23	20	26
18～64 歳	112	120	125	124	115
65 歳以上	17	18	20	19	14
合計	153	164	168	163	155
総人口に占める割合	0. 88	0. 94	0. 96	0. 93	0. 88

各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度で173人となり、2級が最も多く103人となっており、次いで3級が61人、1級が9人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級別	年齢別	合計
1 級	18 歳未満	1
	18～64 歳	7
	65 歳以上	1
	合計	9
2 級	18 歳未満	6
	18～64 歳	86
	65 歳以上	11
	合計	103
3 級	18 歳未満	11
	18～64 歳	48
	65 歳以上	2
	合計	61
合計	18 歳未満	18
	18～64 歳	141
	65 歳以上	14
	合計	173

資料：佐賀県（令和4年度末現在）

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30 年度からの 5 年間で 52 人の増加となっています。

等級別でみると、2 級が 103 人と最も多く、次いで軽度の 3 級が 61 人、重度の 1 級が 9 人となります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

等級別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	5	7	6	9	9
2 級	70	83	88	94	103
3 級	46	51	47	57	61
合計	121	141	141	160	173

資料：佐賀県（各年度末現在）

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）の推移をみると、18 歳未満及び 18～64 歳の手帳所持者数は増加が続いており、65 歳以上は減少しています。

また、総人口に占める割合は令和 4 年度で 0.99%となり、平成 30 年度と比較すると 0.29%増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）の推移

（単位：人・%）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	11	14	14	16	18
18～64 歳	85	102	103	121	141
65 歳以上	25	25	24	23	14
合計	121	141	141	160	173
総人口に占める割合	0.70	0.81	0.81	0.92	0.99

資料：佐賀県（各年度末現在）

(5) 自立支援医療受給者数の状況

自立支援医療受給者数は、令和4年度で395人となり、内訳として、育成医療が2人、更生医療が69人、精神通院医療が324人となっています。

最も多い精神通院医療受給者数は、平成30年度と比較すると、44人の増加となっています。

■ 自立支援医療費受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	2	2	2	2	2
更生医療	57	71	72	65	69
精神通院医療	280	291	329	312	324
合計	339	364	403	379	395

資料：育成医療・更生医療は庁内資料
精神通院医療は佐賀県
(各年度末現在)

(6) 難病患者数の状況

指定難病受給者証所持者数は増加傾向で、令和4年度では190人となっています。小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は令和2年度まで増加していましたが、令和4年度では12人に減少しています。

■ 難病患者数の状況（延べ人数）

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病受給者証 所持者数	137	151	172	191	190
小児慢性特定疾病 医療受給者証 所持者数	8	11	15	14	12

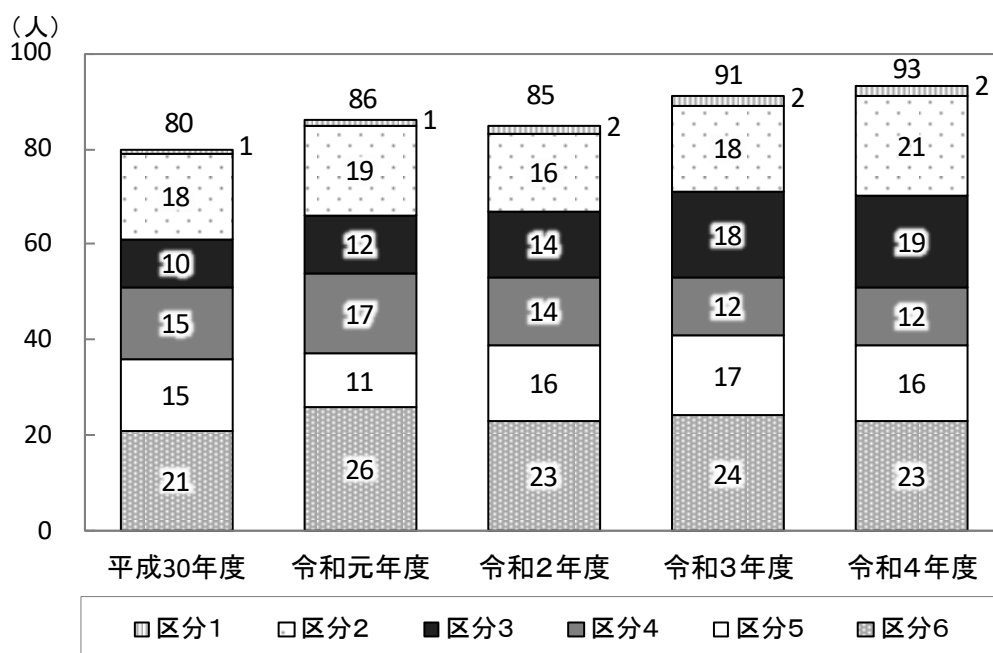
資料：佐賀県（各年度末現在）

(7) 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数は、令和4年度で93人となっており、区分6が23人と最も多く、次いで区分2が21人となっています。

※障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障害福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

■ 障害支援区分認定者数の推移（延べ人数）



（単位：人）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区分 1	1	1	21	2	2
区分 2	18	19	16	18	21
区分 3	10	12	14	18	19
区分 4	15	17	14	12	12
区分 5	15	11	16	17	16
区分 6	21	26	23	24	23
合計	80	86	85	91	93

各年度末現在

(8) 障がい者の雇用の状況

① 町の行政機関における障がい者の雇用状況

令和5年6月1日現在、町の行政機関における法定雇用障がい者数は5人となっており、法定雇用率は達成しています。

■町の行政機関における障がい者の雇用状況

年次	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者の 雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
令和2年	186	5	2.69	2.5
令和5年	191	5	2.62	2.6

各年6月1日現在

② 町内の民間企業における障がい者の雇用状況

令和5年6月1日現在、町内の民間企業（法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数が「43.5人以上規模」の企業）における障がい者の雇用率は3.71%となっています。（障がい者の法定雇用率は令和6年4月1日より43.5人以上規模で2.5%となり、令和8年4月1日からは2.7%へと段階的に引き上げが行われます。）

■町内の民間企業における障がい者の雇用状況

年次	対象 企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
令和2年	10	2,103.5	84.5	4.02	2.2
令和5年	10	1,619.0	60.0	3.71	2.3

資料：佐賀労働局（各年6月1日現在）

- ※1 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は1人をもって0.5人とみなされる。
- 2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者は、その1人の雇用をもって2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとカウントされる。
- 3 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については1人として、重度以外の障がい者である短時間労働者については0.5人とカウントされる。

(9) 福祉サービス利用の状況

《障害福祉サービスの利用状況》

A. 訪問系サービス

サービス名	内 容
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
④ 行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

■実績

訪問系サービスの合計をみると、利用人数は3年間を通して、全体的に減少しており、事業別では居宅介護が減少傾向にあります。

【訪問系サービスの利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 居宅介護	人	34	27	36	23	38	23
	時間分／月	568	606	615	524	653	530
② 重度訪問介護	人	1	0	1	0	1	0
	時間分／月	2	0	2	0	2	0
③ 同行援護	人	2	2	2	1	2	2
	時間分／月	16	42	16	19	16	22
④ 行動援護	人	3	2	3	3	3	3
	時間分／月	15	28	15	31	15	33
⑤ 重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0
①～⑤の合計	人	40	31	42	27	44	28
	時間分／月	601	676	648	574	686	585

※令和5年度の実績は見込み（以下同じ）。

※人：実利用者数（以下同じ）。

※時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）

B. 日中活動系サービス

サービス名	内 容
① 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
② 自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
③ 自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 宿泊型自立 訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、宿泊しながら生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥ 就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約あり)
⑦ 就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約なし)
⑧ 就労定着支援	福祉施設から一般就労に移行した人に、企業や自宅を訪問して就労に関する問題解決に向けて必要な連絡調整や助言等を行います。
⑨ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
⑩ 短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑪ 短期入所 (医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め病院・診療所、介護老人保健施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績

生活介護・自立訓練等の合計をみると、減少傾向です。

事業別でみると、生活介護は 36～38 人、宿泊型自立訓練は 1～2 人の利用がありました。

【日中活動系（生活介護・自立訓練等）サービスの利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 生活介護	人	32	38	32	36	33	36
	人日／月	587	701	608	662	627	660
② 自立訓練 （機能訓練）	人	1	0	1	0	1	0
	人日／月	22	0	22	0	22	0
③ 自立訓練 （生活訓練）	人	3	0	3	0	3	0
	人日／月	32	0	33	0	35	0
④ 宿泊型自立 訓練	人	2	2	2	1	2	1
	人日／月	50	41	50	8	50	8
①～④の合計	人	38	40	38	37	39	37
	人日／月	691	742	713	670	734	668

※人日／月：1 か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

就労移行支援・就労継続支援等の合計をみると、利用人数は令和4年度に増加し、その後は横ばいです。

事業別でみると、就労移行支援は3年間を通して7人、就労継続支援（A型）は 23～25 人の利用がありました。また、就労継続支援（B型）の利用人数は3年間を通して増加しています。

【日中活動系（就労支援）サービスの利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
⑤ 就労移行支 援	人	11	7	11	7	12	7
	人日／月	98	78	99	37	108	50
⑥ 就労継続支 援 （A 型）	人	26	23	29	25	32	24
	人日／月	338	383	377	420	416	400
⑦ 就労継続支 援 （B 型）	人	72	66	76	71	80	72
	人日／月	1,152	1,063	1,216	1,189	1,280	1,200
⑧ 就労定着支 援	人	1	2	1	2	1	1
⑤～⑧の合計	人	110	98	117	105	125	104
	人日／月	1,589	1,526	1,693	1,648	1,805	1,651

療養介護は、3年間を通して7人の利用がありました。また、短期入所（福祉型）の利用人数は令和4年度に6人に増加し、その後は横ばいです。

【日中活動系（短期入所等）サービスの利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
⑨ 療養介護	人／月	6	7	6	7	6	7
⑩ 短期入所 （福祉型）	人	2	4	6	6	6	6
	人日／月	4	7	12	8	12	8
⑪ 短期入所 （医療型）	人	3	0	5	0	5	0
	人日／月	3	0	10	0	10	0

C. 居住系サービス

サービス名	内 容
① 自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしをした人の自宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
② 共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■実績

自立生活援助は、令和3年度と令和4年度にそれぞれ1人の利用がありました。共同生活援助については、令和4年度に39人に増加していますが、その後は減少しています。また、施設入所支援は、減少するように見込んでいましたが、20～21人で推移しています。

【居住系サービスの利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 自立生活援助	人／月	0	1	0	1	0	0
② 共同生活援助 （グループホーム）	人／月	38	34	43	39	48	35
③ 施設入所支援	人／月	18	21	18	20	17	21

D. 相談支援

サービス名	内 容
① 計画相談支援	障がい者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況やおかれている環境などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。
② 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に対して、地域生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービスです。
③ 地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談、訪問、緊急対応等を行います。

■実績

計画相談支援の利用人数は、3年間を通して増加しています。地域定着支援は、1～2人の利用がありました。

【相談支援の利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 計画相談支援	人	144	154	152	156	161	158
② 地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
③ 地域定着支援	人	2	2	2	2	2	1

《障害児福祉サービスの利用状況》

サービス名	内 容
① 児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
② 医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
③ 放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
⑥ 障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

■実績

児童発達支援等の合計をみると、利用人数、利用時間ともに増加しています。
特に、児童発達支援（重心児含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用人数は、年々増加しています。

【児童発達支援等の利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 児童発達支援 （重心児含む）	人	31	56	32	61	33	70
	人日／月	209	374	233	378	259	400
② 医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	人	53	67	54	99	55	120
	人日／月	583	739	594	1,066	605	1,200
④ 保育所等訪問支援	人	5	7	6	15	6	25
	人日／月	5	4	6	13	6	16
⑤ 居宅訪問型児童発達 支援	人	1	1	1	0	1	0
	人日／月	5	3	5	0	5	0
①～⑤の合計	人	90	131	93	175	95	215
	人日／月	802	1,120	838	1,457	875	1,616

障害児相談支援の利用人数は年々増加しています。

【障害児相談支援の利用実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
⑥ 障害児相談支援	人	79	123	82	157	85	170

《地域生活支援事業の利用状況》

サービス名	内 容
① 相談支援事業	障がい者（児）その保護者、支援提供者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
② 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能等の障がい者（児）に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者（児）の意思疎通の仲介等の支援を行います。
③ 日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るために、必要な用具の給付を行います。
④ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、円滑に外出できるよう、移動を支援します。地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とします。
⑤ 地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
⑥ 日中一時支援事業	日中において、見守り等の支援が必要と認められる障がい者（児）の一時的な保護を行います。障がい者等の家族の就労支援及び一時的な介護の軽減を目的とします。
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支援が必要な障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を修得した人材を養成します。

■実績

相談支援事業は 1 か所で推移しています。意思疎通支援事業では、手話通訳派遣回数は減少傾向です。日常生活用具給付事業では、排泄管理支援用具の利用が特に多くなっています。日中一時支援事業では、支給決定者数は増加傾向です。手話奉仕員養成研修事業では、奉仕員養成研修参加者数は増加傾向ですが、手話通訳奉仕員登録者数は0人が続いています。

【地域生活支援事業】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 相談支援事業							
相談支援事業所設置数	か所	1	1	1	1	1	1
② 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣回数	回／年	45	39	45	20	45	22
要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	0	1	0	1	0
③ 日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件／年	5	1	5	0	5	0
自立生活支援用具	件／年	5	2	5	2	5	2
在宅療養等支援用具	件／年	4	0	4	2	4	2
情報・意思疎通支援用具	件／年	6	1	6	3	6	0
排泄管理支援用具	件／年	106	441	112	387	118	400
住宅改修費	件／年	1	0	1	0	1	0
④ 移動支援事業							
支給決定者数	人／年	13	1	14	1	15	1
延べ利用者数	人／年	20	2	22	10	24	10
⑤ 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	0	1	0	1	0
⑥ 日中一時支援事業							
支給決定者数	人／年	16	7	17	7	18	8
延べ利用者数	人／年	50	51	53	47	56	48
⑦ 手話奉仕員養成研修事業							
奉仕員養成研修参加者数	人／年	20	12	20	4	20	20
手話通訳奉仕員登録者数	人／年	13	0	13	0	13	0

3. 障害者施策に関する意識調査

(1) アンケート調査からみえる現状と課題

基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者（児）の生活の実態や健康福祉・福祉サービスに関する意向、今後の希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査対象者は、基山町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、651件配布し、有効回収数は329件、有効回収率は50.5%となっています。

■基山町の障がい者を取り巻く環境や福祉施策、障害福祉サービス等の課題

分 野	内 容
基本属性 など	■ 基本属性 ・ 回答者は、身体障がい者では「65 歳以上」が 72.5%、知的障がい者では、「18～30 歳未満」が 27.9%、精神障がい者では「65 歳以上」が 46.8%と最も高い。 ■ 現在の住まい ・ いずれの障がいにおいても「本人または家族の持ち家」が最も高く、身体障がい者では「福祉施設に入所中」、知的障がい者では「民間・公営の賃貸住宅」、精神障がい者では「民間の賃貸住宅」が次に高い。
課題 → 地域生活継続のためのサービス提供体制の充実	
障害児保育・教育 (18 歳未満のみ)	■ 日中の過ごし方 ・ 「学校や幼稚園・保育園等に通っている」が、全体の 93.8%を占める。 ■ 通園・通学で困っていること ・ いずれの障がいにおいても「通うのがたいへん」という回答が最も高い。 ■ 通園・通学に望むこと ・ いずれの障がいにおいても「能力や障がいの状況にあった支援をして欲しい」という回答が高い。身体障がい者では、「施設・設備・教材を充実してほしい」という回答も高くなっている。 ■ 学校卒業後の進路 ・ 全体では「わからない・まだ考えていない」が最も高い。 ・ 知的障がい者及び精神障がい者では「就労移行支援又は就労継続支援（A 型・B 型）の事業所に通いたい」が最も高い。
課題 → 障がいの状況に応じた支援及び教育環境の充実 → 学校卒業後の進路に関する選択肢の充実	

分 野	内 容
就労や 日々の過 ごし方 (18歳以上のみ)	■ 日中の過ごし方 ・「正規の社員・従業員として働いている（自営業含む）」と「パートやアルバイトとして働いている（家業手伝いを含む）」を合わせた割合は、身体障がい者では17.6%、知的障がい者では22.6%、精神障がい者では13.3%となっている。 ・「就労移行支援または就労継続支援（A型・B型）の事業所に通っている」と「自立訓練・生活介護の事業所に通っている」を合わせた割合は、身体障がい者では5.1%、知的障がい者では54.9%、精神障がい者では21.4%となっている。 ■ 仕事の悩み・困っていること ・知的障がい者及び精神障がい者では、「収入が少ない」という回答が多い。また、精神障がい者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」（28.6%）との回答が他の障がいに比べて高くなっている。
課題 → 安定した雇用の増加 → 企業等における理解の促進、合理的配慮	
今後の暮らし	■ 希望する暮らし方 ・いずれの障がいにおいても「家族と同居して暮らしたい」と回答した人が最も高い。 ・「独立して一人で暮らしたい」と回答したのは、身体障がい者では30～40歳（55.6%）、知的障がい者では18～30歳（25.0%）、精神障がい者では18～30歳（25.0%）及び30～40歳未満（18.2%）で高くなっている。 ・「グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」と回答したのは、いずれの障がいでも18～30歳で高くなっている。 ■ 自宅や地域で生活できるための条件 ・いずれの障がいにおいても「生活するのに十分な収入があること」が最も高い。 ・身体障がい者では「主治医や医療機関が近くにあること」、知的障がい者では「ホームヘルプや外出支援等の日常生活の介助が十分に受けられること」「地域の人々が障がいを理解してくれること」、精神障がい者では「家族と同居できること」が上位にあがっている。 ■ 日常生活をより安心して快適にするために必要なこと ・身体障がい者及び精神障がい者では「通院のための外出支援」、知的障がい者では「散歩や買い物等の日常的な外出支援」が最も高くなっている。 ■ 障がい者が働くために必要なこと ・身体障がい者では「勤務する時間や日数を調整できること」、知的障がい者及び精神障がい者では「周囲が自分を理解してくれること」が最も高い。
課題 → 希望に合わせて選択できるグループホーム等の共同生活施設の拡充 → ニーズに合わせた就労支援の充実	

分 野	内 容
福 祉 サ ー ビ ス	■ 福祉サービスの利用状況・利用意向 ・「現在利用している」という回答が最も多かったのは、いずれの障がいにおいても「計画相談支援」となっている。 ・「今後利用したい」という回答が最も多かったのは、身体障がい者では「日常生活支援用具の給付」（23.4%）、知的障がい者では「成年後見制度や日常生活自立支援事業による権利の保護・支援」（46.5%）、精神障がい者では「地域定着支援」及び「相談支援事業」（34.2%）である。
課 題	→ ニーズの把握、情報提供の充実 → サービス提供体制の確保
生活上の困りごと・相談相手	■ 現在の生活で困っていること、将来に対する不安・悩み ・身体障がい者及び精神障がい者では「障がいや健康上の不安、悩み」、知的障がいでは「経済的な不安」という回答が最も高くなっている。 ■ 生活の不安・悩みの相談先 ・いずれの障がいにおいても「家族、親族」が最も高く、知的障がい者では「入所・通所している福祉施設の職員」「相談支援事業所」が他の障がいに比べて高くなっている。 ■ 福祉情報の入手先 ・いずれの障がいにおいても「町の広報・ホームページ」が最も高く、「町役場・保健所（保健師含む）」「家族・友人・知人」が上位にあがっている。 ・知的障がい者では「福祉施設」が他の障がいに比べ高くなっている。
課 題	→ 複合的な課題に対応した、相談支援体制の充実 → 誰もが相談しやすい体制づくり
外出	■ 外出頻度 ・いずれの障がいにおいても「ほとんど毎日」が最も高い。 ・「年に数回」「一度も外出していない」を合わせたほとんど外出していない人は身体障がい者では 5.3%、知的障がい者では 0.0%、精神障がい者では 4.5%となっている。 ■ 外出の目的 ・身体障がい者では「病院への通院」（76.3%）、「買い物」（68.5%）、知的障がい者では「買い物」（73.8%）、「通勤・通学」（54.8%）、精神障がい者では「買い物」（70.3%）、「病院への通院」（68.3%）が上位にあがっている。 ■ 外出の不便や困難 ・身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」（15.5%）、知的障がい者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」（27.9%）、精神障がい者では「交通費の負担が大きい」（22.5%）という回答が高くなっている。
課 題	→ 道路・建物等のバリアフリー化と障がいへの理解促進 → 外出機会の創出

分 野	内 容
地域生活	■ 地域の人の支え ・「支えられている」または「どちらかという支えられている」と回答した割合は、身体障がい者（38.5%）が最も高く、次いで精神障がい者（35.1%）、知的障がい者では（35.1%）となっている。 ■ 地域活動の参加 ・いずれの障がいにおいても「参加していない」が最も高い。参加している活動別では、身体障がい者及び精神障がい者では「自治会の活動」、知的障がい者では「障がい者団体の活動」が高くなっている。 ■ 希望する余暇活動 ・身体障がい者及び知的障がい者では「旅行」、精神障がい者では「特になし」を除くと「買い物」が最も高くなっている。 ・身体障がい者では「趣味などのサークル活動」、知的障がい者では「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が他の障がい者に比べて高くなっている。 ■ 地域行事や余暇活動の参加のさまたげとなること ・身体障がい者及び精神障がい者では「健康や体力に自信がない」、知的障がい者では「コミュニケーションが難しい」が最も高くなっている。
課題	→ 移動支援事業等の多様な外出に対応できるサービス提供体制の充実 → 地域活動や余暇活動等への参加の促進
災害時の備え	■ 避難場所・避難経路の認知状況 ・全体では「知っている」という回答が 65.7%となっているが、知的障がい者では 44.2%と半数以下の人は避難場所・避難経路を知らない状況である。 ■ 災害時の手助け ・全体では「手助けしてくれる人がいない」という回答は 24.6%、「わからない」という回答は 31.3%となっている。 ・知的障がい者及び精神障がい者では「手助けしてくれる人がいない」と回答した割合が3割を超えている。 ■ 避難行動要支援者登録制度の認知状況 ・避難行動要支援者登録制度について「知っている」人は、身体障がい者では 25.7%、知的障がい者では 37.2%、精神障がい者では 21.6%と認知度が低い状況である。 ■ 避難するときに困ること ・いずれの障がいにおいても「特に困ることはない」を除くと、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が最も高い。 ・知的障がい者では、「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」「災害時の情報入手・連絡の手段がない」「近隣の人間関係が疎遠で支援をお願いできない」が他の障がい者に比べて高くなっている。

課 題	→ 災害時の避難場所や避難方法との周知 → 避難行動要支援者登録制度の周知 → 地域での支えあい活動の推進及び緊急時の支援体制の構築
分 野	内 容
福祉全般	■ 町民の理解 ・全体では「とても理解されている」または「ある程度理解されている」との回答は 34.1%、「あまり理解されていない」または「まったく理解されていない」との回答は 12.8%となっている。 ■ 差別やいやな思いをしたこと ・「よくある」または「時々ある」との回答は、身体障がい者では 14.7%、知的障がい者では 46.5%、精神障がい者では 31.5%となっており、知的障がい者では、半数近くが障がいのために差別を感じたり嫌な思いをすることがあると回答している。 ■ 障がい者に対する支援として、行政が充実すべきこと ・いずれの障がいにおいても「年金や手当等の充実」が最も高く、次いで、身体障がい者では「通院・治療のための医療費の助成」、知的障がい者では「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援等）」、精神障がい者では「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」となっている。
課 題	→ 障がい及び障がい者に関する理解の促進 → 経済的な支援及び就労支援の充実

(2) 住民ワークショップからみえる現状と課題

1) ワークショップの概要

項目	内 容
テーマ	基山町における障がい者の暮らしの現状と課題、必要な取組
日時	令和5年9月29日（金） 18:30~20:30
参加者	障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業所関係者など 計20名程度
実施方法	参加者が3班に分かれ、KJ法（付箋などに意見やアイデアを書き、模造紙に貼り付けながらアイデアを整理する手法）を活用して実施

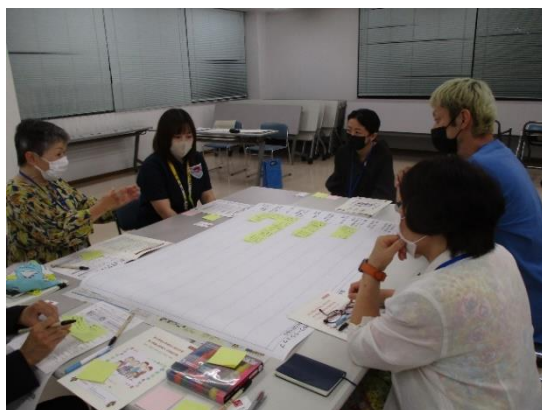
▼ ワークショップのようす



A班



B班



C班

2) ワークショップの結果

① 基山町における暮らしの現状と課題

■ 課題

分野	課題
1. 差別の解消、 権利擁護の推 進及び虐待の 防止	障がいについての理解促進
2. 安全・安心な 生活環境の整 備	- 障がいについて理解を深める機会の充実 - 相談体制の充実
3. 情報アクセシ ビリティの向 上及び意思疎 通支援の充実	- 相談窓口の周知 - 支援が必要な人の情報共有の体制整備
4. 防災・防犯等 の推進	- 避難所及び福祉避難所の周知 - 災害時の支援体制の充実 - 災害時の連絡体制の整備
5. 行政等におけ る配慮の充実	- 適切なサービス利用の促進 - 障がいのある人の意思の尊重
6. 保健・医療の 推進	- 障害児福祉サービスの充実 - 成年後見制度や福祉サービスの周知 - 障がいについての理解促進
7. 自立した生活 の支援・意思 決定支援の推 進	- 成年後見制度の理解促進、利用促進 - 経済的な支援及び就労支援の充実 - 福祉サービスの充実と近隣住民の見守り等 - 障がいのある人の意思決定の支援 - 障がいのある人の意思の尊重 - 年代別の支援の充実 - 適切なサービス利用の促進
8. 教育の振興	- 障がいについての理解促進 - 学校と福祉サービス事業所の連携
9. 雇用・就業、 経済的自立の 支援	- 就労支援事業所等福祉サービスの充実 - 企業とその従業員への理解促進 - 支援が必要な人の把握 - 就労の継続支援 - 将来を見据えた支援の実施
10. 文化芸術活 動・スポーツ 等の支援	- 相談窓口の周知 - イベント等への参加促進

② 必要な取組

■取組のまとめ

分野	項目	取組
1. 差別の解消、 権利擁護の推 進及び虐待の 防止	理解促進	・ 交流の機会、場を増やす ・ 日頃からの積極的な関係づくり ・ 障がいを理解するための機会の充実 ・ 情報共有
2. 安全・安心な 生活環境の整 備	理解促進	・ 地域で見守りの充実
	体制整備	・ 相談体制の充実
	バリアフリー化	・ バリアフリーのまちづくり
3. 情報アクセシ ビリティの向 上及び意思疎 通支援の充実	理解促進	・ 交流の機会の充実
4. 防災・防犯等 の推進	体制整備	・ 避難所の設備の充実 ・ 避難所の周知 ・ 災害時の避難体制の整備 ・ 災害時に支援が必要な人の把握
	情報提供	・ 防災に関する情報提供の充実
5. 行政等におけ る配慮の充実	体制整備	・ 相談体制の充実 ・ 福祉サービスの充実
6. 保健・医療の 推進	体制整備	・ 障害児福祉サービスの充実
	理解促進	・ 医療、保健関係への理解促進
7. 自立した生活 の支援・意思 決定支援の推 進	親亡き後の支援	・ 成年後見人の理解促進 ・ 成年後見人、ファイナンシャルプランナーの活用 ・ 相談窓口の周知 ・ 交流の機会の充実 ・ 適切なサービスの利用支援
8. 教育の振興	体制整備	・ 医療的ケアが必要な子どもへの支援体制の整備 ・ 学校の先生への支援
	理解促進	・ 子どもへの教育の充実 ・ 障がいの理解促進
9. 雇用・就業、 経済的自立の 支援	就労支援	・ 就労移行支援事業の充実 ・ 就労の場の確保、充実 ・ サポート体制の充実 ・ 障がいの理解促進
10. 文化芸術活 動・スポーツ 等の支援	実施支援	・ 相談窓口の明確化 ・ 芸術活動の支援 ・ 子ども達への体験の機会の充実

4. 第2期障害者基本計画の施策実施状況評価

施 策	施策の実施状況・評価
1. 生活支援	○障害福祉サービスの相談窓口として、鳥栖・三養基地区総合相談支援センター キャッチ（身体・知的・難病）、若楠療育園（障害児）、こころね（精神）に委託し、広報等で周知をしています。また巡回相談を実施しています。キャッチに自立支援協議会の運営を委託し、関係機関の連携の強化を図っています。 ○相談支援専門員等を通じて、障害福祉サービス・障害児福祉サービスが広域的に利用できています。
2. 保健・医療	○障がい者への健診の体制を整え、妊婦健診、乳幼児健診以外の各年代で障がいの疑いがある児童の早期発見、医療機関等との連携をとっています。 ○保健師との相談のもと、精神疾患等の予防と早期発見、早期治療を進めています。
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等	○幼稚園、保育所、小学校の連絡会により、気になる児童の情報交換を行い、学校では、スクールソーシャルワーカー、子育て支援ネットワークコーディネーター等によるアセスメントを行い、情報共有を行っています。 ○総合体育館2階にスロープ設置し、町民体育館に手すり設置を行いました。 ○町主催の行事のみみの会による手話通訳、障がい者のグラウンドゴルフ団体への施設使用料の減免等により活動支援を行っています。
4. 雇用・就業、経済的自立の支援等	○自立支援協議会の就労支援専門部会により、関係機関のネットワーク構築を図っています。 ○障害年金の月2回の年金相談の実施、障害者手帳交付時の各種制度の説明、医療費公費負担制度の周知を図っています。
5. 生活環境	○主要道路の交差点改良に伴う交差点の点字ブロックの設置、けやき台駅のエレベーター設置、階段の手摺設置等を行っています。
6. 情報アクセシビリティ	○障害福祉サービスの利用案内は、佐賀県の障害者支援ハンドブックを活用しています。 ○希望者への手話通訳者の派遣を行い、手話奉仕員・要約筆記者等の養成を鳥栖・三養基地域で毎年度実施しています。
7. 安全・安心	○災害時要支援者支援台帳の整備を進め、民生委員・児童委員や自主防災組織等との連携を図っています。避難訓練を実施して、消防団による要支援者の救出を想定した訓練を実施しています。 ○保健センターを福祉避難所とし、保健師を派遣して障がい者等を受け入れ、従来の2箇所から4箇所の福祉避難所を確保しています。
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	○自立支援協議会の専門部会で障がい者への理解推進に向けて研修会やサービス事業所間で意見交換、事例検討等を行っています。 ○障がい者への虐待防止に向けて、相談窓口業務をキャッチに委託して連携協力体制を図り、町の広報に相談窓口の案内を行っています。

5. 第6期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の施策実施状況評価

1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

- ・居宅介護では利用人数・利用時間とも見込みより少ない利用となっています。一方で、同行援護、行動援護については利用時間が見込みより多くなっており、利用者のニーズに合わせた適切なサービスの提供を図ることが必要です。

② 日中活動系サービス

- ・生活介護の利用人数は、見込みより多くなっています。
- ・アンケート調査では、就労支援サービスに関する利用意向が高いため、利用者のニーズを把握し、適切なサービスの提供を図ることが必要です。

③ 居住系サービス

- ・施設入所支援は、利用者が20人程度で推移しており、地域生活移行の目標人数より増加しています。障がいのある人の状況を把握しながら、今後も地域生活の移行を推進することが必要です。
- ・共同生活援助（グループホーム）は、見込みより実績が少なくなっていますが、アンケート調査ではグループホームの今後の利用意向は高いため、ニーズに合わせた体制の整備が必要です。

④ 相談支援

- ・計画相談支援及び地域定着支援は、ほぼ見込みどおりの利用となっていますが、地域移行支援は利用実績がありません。
- ・アンケート調査では、地域定着支援の利用意向があるため、情報提供を十分に行うことが必要です。

2) 障がい児を対象としたサービス

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は利用人数・利用のべ日数が大幅に増加しており、今後もニーズが高まると考えられるため、サービス提供体制の拡充が求められます。

3) 地域生活支援事業

- 移動支援事業は、支給決定者数が見込みより少ないため、サービスを必要としている人が利用できるようサービスを周知し、社会参加の促進につなげる必要があります。
- 日中一時支援事業は、支給決定者数が見込みより少ないですが、延べ利用者数は見込みに近い実績となっているため、今後も適切にサービスの提供を図ることが必要です。

4) その他障害者施策など

アンケート調査から、障害福祉サービスに関して以下のような課題があります。

- 「どんなサービスがあるのか、どんな施設があるのか等、情報をどこで得たらいいのかわからない」、「自分（親）が調べて動かなければ、なかなか情報を得られない」との意見があり、障害福祉サービスに関する情報提供がより一層必要です。
- 親亡き後の生活について、不安に思う回答がみられます。また、成年後見制度について、「いずれ利用したいと思っている」、「制度がよくわからない」といった意見もあるため、成年後見制度の周知も含めた支援に関する情報提供とともに、日常生活や将来に関する様々な不安を相談できる体制の充実が必要です。

第4章 第3期基山町障がい者基本計画の基本的 な考え方

1. 基本理念

みんなで創る 心豊かな共創のまち きやま

本町では、第2期基山町障害者基本計画において、基本理念を『障がいの「ある」「なし」に関わらず、すべての町民がともに暮らし、ともに支え合う共生のまち・きやま』と定め施策を推進してきました。

また、令和7年度を目標年度とする第5次基山町総合計画では、障がい者（児）支援を含むまちづくりの方向を「基山町に住む人を大切にするまち」と設定し、第3期基山町地域福祉計画（令和4年度策定）では、基本理念を「集い ふれあい 助け合い～みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま」と設定しています。

これらを踏まえ、今後も、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会の実現を目指すこととし、基本理念を『みんなで創る 心豊かな共創のまち きやま』と設定し、本町で生活する誰もが支え合って、住み続けたいと思えるまちの実現に向けて、障害者施策に取り組むものとします。

2. 基本目標

基本理念のもとに、次の施策の基本目標に向けて各分野における取組を進めます。

【基本目標1】 個人としての尊厳の尊重

障がいのある人の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、障がいへの理解と差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止を図ります。

【基本目標2】 自立に向けた生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、障がいのある人の情報伝達と意思疎通支援、保健・医療の充実、生活支援・福祉サービスの充実等を図ります。

【基本目標3】 安心して生活できるまちづくりの推進

障がいのある人が安全に生活できる社会の実現に向け、住宅・住環境や建築物・公共空間等のバリアフリー化などの生活環境の整備を進め、防災対策の推進等を図ります。

【基本目標4】 地域における社会参加の促進

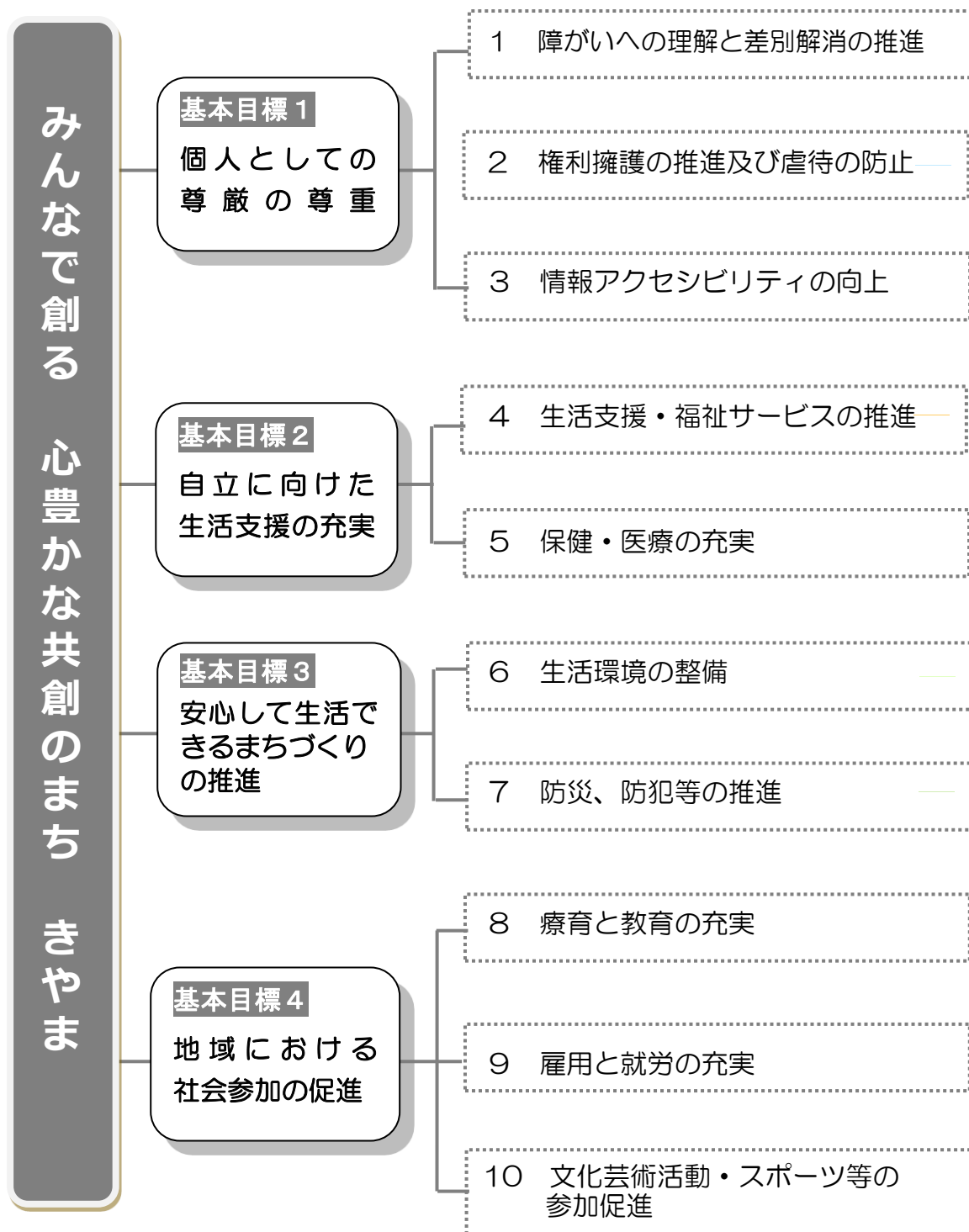
障がいのある人が地域で自分らしく生活ができる社会の実現に向け、療育と教育の充実、雇用と就労の充実、文化芸術活動・スポーツの参加促進を図ります。

3. 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施 策】



第5章 第3期基山町障がい者基本計画の施策・ 取組

【基本目標 1】 個人としての尊厳の尊重

1. 障がいへの理解と差別解消の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域社会全体で障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。

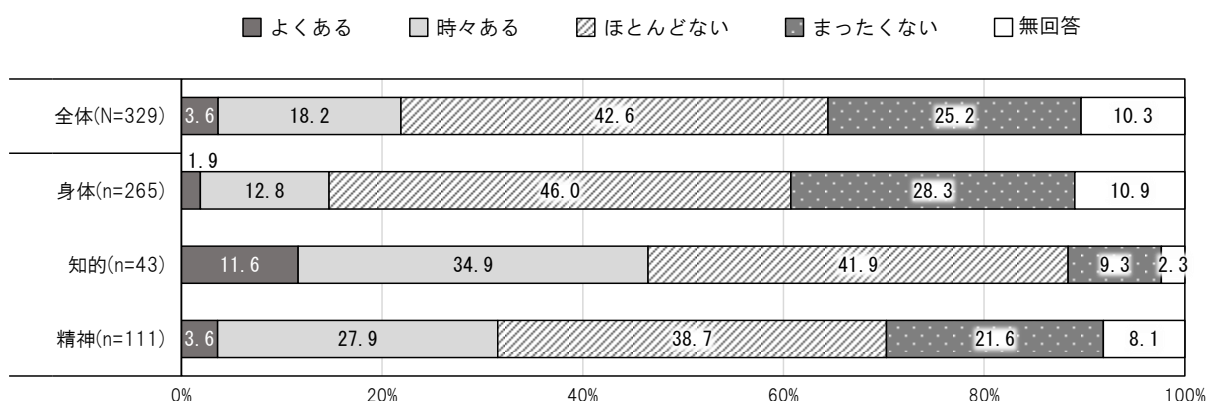
しかし、アンケート調査では、差別やいやな思いを感じた経験は、「よくある」と「時々ある」合わせて 21.8% みられます。特に、知的障がいのある方は 46.5% の人が感じています。

我が国においては、平成 24 年に「障害者虐待防止法」、平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、令和 3 年に改正されています。また、佐賀県では、障がいを理由とする差別の解消のために、平成 30 年に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定しています。このような法律や条例の周知や啓発を行い、障がいのある人への差別解消の理念を町民に浸透させるとともに、障がいの特性に対する理解を促進することが求められています。

また、障がいのある人の中で、判断能力が十分でない人に対しては、障がいによる不利益が生じないように、成年後見制度の周知や活用などを進めていく必要があります。

学校教育のなかでも、交流の場などにより、子どもの頃から障がいのある人を理解し、共に生きていく心の育成が求められます。また、地域の中で障がいのある人との共生を進める上で、地域住民との交流が重要です。

差別を感じたりいやな思いをしたこと



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和 5 年 12 月）

(2) 今後の取組

1) 啓発・広報の推進

取 組	内 容
① 法律や条例の周知	・ 広報紙等の活用や、各関係機関との連携、地域活動等を通して、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の内容を町民に周知します。
② 「障害者週間」等の周知	・ 広報紙により、「障害者週間（12月3日～9日）」、「人権週間（12月4日～10日）」、「佐賀県障害者月間（11月15日～12月14日）」等の周知を図ります。
③ 講習会・講演会の開催	・ 障がいの特性を正しく理解し、偏見や差別などをなくするために、講習会や講演会を開催します。
④ ヘルプマーク、ヘルプカードの普及・啓発	・ 障がいのある人への配慮や日常的な支援の輪を広げるためヘルプマーク、ヘルプカードの普及・啓発を推進します。

2) 福祉教育の推進

取 組	内 容
① 障がい児との交流活動の支援・促進	・ 幼少期から障がいのある人と触れ合い、交流することでノーマライゼーションの理念の定着を図り、「福祉の心」を育みます。
② 地域における福祉教育の推進	・ 福祉事務所、保健所、各種福祉団体等と連携して、職場や地域、家庭等において、福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障がいのある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

3) 地域の人との交流の促進

取 組	内 容
① イベントを通じたふれあいの促進	・ 障がいや高齢により、閉じこもりがちにならないよう、行政や地域で開催されるイベント等を通じた地域住民とのふれあいを促進します。
② 地域福祉の推進	・ 福祉事務所や保健所、各種福祉団体等と連携し、地域の助け合い、支え合いの意識を醸成しながら、地域福祉活動を促進します。

4) ボランティア活動の推進

取 組	内 容
① CSO等のボランティア活動の推進	・ 地域住民が積極的に障がい者支援などの社会貢献活動に参加できる気運づくりや環境づくりを進めます。

2. 権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 現況と課題

「障害者虐待防止法」が平成 24 年に施行され、本町においても障がい者虐待防止相談窓口を設置しています。今後も家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を発見した人は市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳を持って暮らせる社会の実現が求められます。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者、精神障がい者は、財産管理が困難になる場合や生活上の権利侵害を受けるおそれがあります。そこで、障がい者の権利や財産を守るために、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の活用が求められ、活用に向けてこれら権利擁護に関する制度の周知を図る必要があります。

さらに、町役場の職員等が「障害者虐待防止法」や、権利擁護の制度の意味や内容を理解し、障がいのある人に対して適切に配慮が行われるよう意識の徹底を図る必要があります。また、政治への参加として選挙は重要な役割を有していますが、様々な障がいのある人の投票が可能となるように、投票所におけるバリアフリー化が必要とされます。

(2) 今後の取組

1) 人権や権利を擁護するための取組の推進

取 組	内 容
① 相談体制の充実	・障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。
② 障害者虐待防止センターの啓発・機能強化	・鳥栖・三養基地区障害者虐待防止センターについて、障がい者への啓発を図り、機能の強化を進めます。
③ 成年後見制度の啓発と促進	・関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。
④ 日常生活自立支援事業の啓発と促進	・判断能力が十分ではないため適切なサービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。
⑤ 投票環境の向上	・投票所での段差解消など、投票環境の向上に努めます。

3. 情報アクセシビリティの向上

(1) 現況と課題

情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用する障がい者や福祉関係者も増えていることから、町役場などの行政情報へのアクセシビリティが重要となっています。

アンケート調査によると、町が実施している福祉施策の情報の入手先は、「町の広報・ホームページ」が 52.6%と最も多く、半数の障がい者が利用しています。しかし、知的障がい者は、39.5%、精神障がい者は 38.7%にとどまっています。

このため、情報の伝達が行き届きやすくするために、多様な障がいの特性に応じた配慮と、災害時等における緊急情報の伝達手段の確保が必要です。

また、町役場において聴覚障がい者や視覚障がい者等への手話通訳者や要約筆者等の対応等を行っていますが、意思疎通支援の利用促進を図ることが求められます。

さらに、ＩＴによる情報伝達手段が整備されてきており、身体障がい者や聴覚障がい者、視覚障がい者等へ、様々なＩＴを活用した情報提供の充実を図ることが求められます。

(2) 今後の取組

1) 行政情報アクセシビリティの向上

取 組	内 容
① 町のホームページのアクセシビリティの向上	・ 障がいのある人が取得する様々な情報について、わかりやすい内容表現や、文字の大きさ、色などに配慮し、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即し、情報を取得しやすいように工夫を行います。
② 障がいの特性に応じた配慮	・ 障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用します。
③ 災害時における障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備	・ 災害発生時等において、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

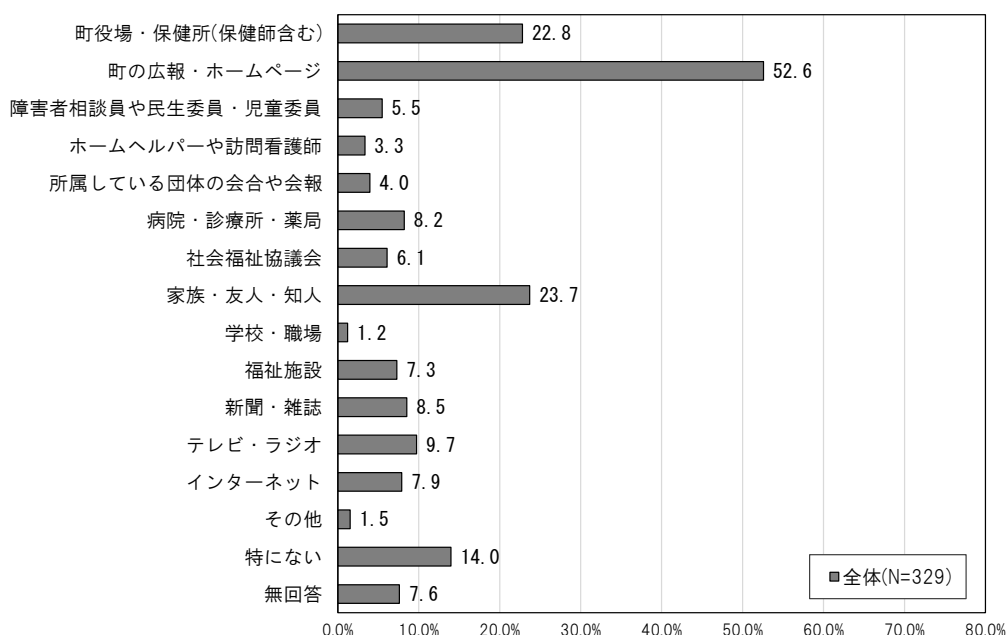
2) コミュニケーション支援の充実

取 組	内 容
① 手話通訳者、手話奉仕委員、要約筆記者の派遣等の促進	・役場窓口到手話通訳者を配置します。 ・聴覚障がい者への手話通訳者派遣事業を実施します。 ・要約筆記者の派遣を実施し、育成します。
② ガイドヘルパー、朗読・点訳等の派遣等	・視覚障がい者、知的障がい者に対するガイドヘルパー、朗読・点訳奉仕員等を派遣します。
③ ボランティア等の育成	・障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員、朗読・点訳奉仕員などのボランティアを育成します。

3) 情報提供の充実

取 組	内 容
① 情報・コミュニケーション支援機器の給付又は貸与	・情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対して、日常生活用具の普及又は貸与を行います。
② 電話リレーサービスの活用促進	・聴覚障がい者が電話を一人でかけられるように支援する電話リレーサービスの利用を促進します。
③ 緊急通報装置の普及、緊急通報システムの導入	・緊急通報装置の設置を推進します。 ・消防署が実施する緊急通報装置、NET119緊急通報システムの周知を図ります。
④ ホットコミュニケーション事業の活用促進	・佐賀県の「ホットコミュニケーション事業」において、様々なICT機器（タブレット、スマートフォン等）を活用した講座等の活用を促進します。

福祉施策についての情報の入手先（全体）



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和5年12月）

【基本目標２】自立に向けた生活支援の充実

4. 生活支援・福祉サービスの推進

（１）現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、一人ひとりのニーズとライフステージに応じたきめ細かなサービスが質・量ともに確保される必要があり、そのためにサービスの充実が求められています。

また、医療機関から精神障がいのある人の地域への移行を進めるため、地域移行支援等の充実を図る必要があります。

さらに、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、相談機能の充実を図る必要があります。

本町では、「キャッチ」「若楠療育園」「こころね」に委託して、相談支援を実施するとともに、福祉課においても窓口・電話・訪問により相談支援を行っています。

今後も、生活環境の変化に伴い、多様化する障がい者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、障がいのある人が自立を支援していくために、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の充実と各機関の連携強化を図る必要があります。

（２）今後の取組

1) 生活支援の充実

取 組	内 容
① 情報提供体制の充実	・ サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、事業所等と連携して情報提供体制の充実を図ります。
② 在宅サービスの充実	・ 在宅の障がいのある人の日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
③ 移動支援の充実	・ 障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。
④ 地域生活支援拠点等の充実	・ 障がいの重度化・高齢化にも対応できるように、居宅支援のための機能を備えた様々な事業所・機関が連携して機能を分担する「面的整備型」の支援体制の充実を図ります。
⑤ 地域共生ステーションの整備	・ 「地域共生ステーション」について、佐賀県の支援のもとに、拠点整備を進めます。

取 組	内 容
⑥ グループホームの整備	・ 障がいのある人の地域における居住の場として、多様な形態のグループホームの整備を推進します。
⑦ 生活保護制度や生活困窮者支援制度の運用	・ 地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。
⑧ 家族介護者に対する支援	・ 障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。
⑨ ヤングケアラー等の障がい者の家族支援の負担軽減	・ ヤングケアラーによる障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等の情報提供による必要な支援につなげるとともに、こども等における負担軽減を図るための障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。
⑩ ピアサポートの推進	・ 発達障がい児やその家族の支援を強化するために、地域生活支援事業の活用によって、同じ課題や環境を体験する人の支援（ピアサポート）を推進します。
⑪ 人材の育成・確保	・ 障がいのある人の生活や就労などの支援を担う専門職について、その重要性や役割、養成の場や機会などに関する情報提供の充実を図りながら、人材の育成や確保のための取組を進めます。
⑫ 福祉用具等の利用促進	・ 障がいのある人に、介護用品の給付、福祉用具の貸与等を促進します。

2) 地域移行の支援

取 組	内 容
① 地域移行支援・地域定着支援の充実	・ 医療機関から退院した精神障がい者等の地域移行支援・地域定着支援のため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の保健・医療・福祉関係者と当事者・家族の参加による協議の場の充実を図り、障害福祉サービスの充実や地域移行推進体制の整備を推進します。

3) 相談支援体制の構築

取 組	内 容
① 地域包括ケアシステムの充実	・ 障がいの種別や年齢を問わず、障がいのある人やその家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉サービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの機能を備えた総合相談支援体制の充実を図ります。
② 身近な相談機会の充実	・ 民生委員・児童委員等の相談活動への支援、活動の周知を図ります。
③ 基幹相談支援センターの相談機能の充実	・ 地域の相談支援の拠点として、鳥栖・三養基地域に設置されている「基幹相談支援センター」の相談業務、成年後見制度利用支援事業等の相談機能の充実を図ります。

取 組	内 容
④ 地域自立支援協議会の運営推進	・ 鳥栖・三養基地域に設置されている鳥栖・三養基地域自立支援協議会の運営の推進を図ります。
⑤ 発達障害者支援地域協議会の周知	・ 県で設置している発達障がい者支援地域協議会と連携し、発達障がいに関する早期発見・早期支援に努めます。
⑥ 難病相談支援センターの周知	・ 県で設置している難病支援センターの周知を行い、難病患者の利用を促進します。

4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

取 組	内 容
① 子どもに寄り添う支援の充実	・ 障がいのある子ども及びその家族に対して、鳥栖市の児童発達支援センターを利用し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 ・ 療育方法に関する情報提供やカウンセリングなどの支援を行います。
② 保育所等での障がい児の受入促進	・ 障がい児保育担当職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等を行い、ニーズを把握しながら、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等で障がい児の受け入れ体制の整備を進めます。
③ 障害児福祉サービスの充実	・ 障害児福祉サービス等に係る研修への職員の参加によりサービスの質の向上に努めます。 ・ 医療的ケアが必要な障がい児の支援は、鳥栖・三養基地域で医療的ケア児等コーディネーター等による専門的な支援体制の充実を図ります。
④ 難聴児の早期発見、継続的な支援	・ 佐賀県が実施する児童発達支援センター等を活用した新生児聴覚検査から療育までの難聴児及びその家族への切れ目ない支援の充実を促進します。

5. 保健・医療の充実

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活をするためには、障がいの重度化を防ぎ、病気を予防して健康維持を図ることが重要です。そのために、一次予防としての健康教育が必要であり、さらに二次予防としての各種健康診査等による早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションの充実、適切な保健・医療サービスの提供が必要となります。

そのため、健康相談、健康教育、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査など、各ライフステージに応じた疾病の予防と早期発見、町民総ぐるみによる健康づくりの推進が求められています。

また、健診時の医療従事者の対応の改善（障がいへの配慮）や、病院での手話通訳者の配置など、医療機関における障がいへの理解や専門性の向上が求められています。さらに、障がいのある人が保健・医療サービスを安心して受けられるよう、各関係機関との連携による地域医療・地域リハビリテーションの充実が必要です。

アンケート調査では、障がい者に対する支援として行政（国・県市）が充実すべき事項として、第2位に「通院・治療のための医療費の助成」があがっています。障がいのある人や難病を抱える人などが、心身ともに健康で自立した日常生活が送れるように、医療費の適切な助成について検討が必要です。

また、うつ病をはじめとする精神疾患が関係する自殺予防、高次脳機能障がいや自閉症等の発達障がい、精神障がいのある人や難病を抱える人など、障がいの特性に応じた支援が必要です。

そのため、障がいのある人及びその家族等を対象とした医療や各種サービスの紹介、日常生活に係る相談支援体制の充実が求められます。

さらに、精神障がいや難病に対する理解の促進や、地域生活の定着に向けた地域交流や理解の普及啓発が求められます。

(2) 今後の取組

1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

取 組	内 容
① 乳幼児時期の障がい児の早期発見	・障がいの発生予防、早期発見のため、訪問指導など、妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査を実施します。 ・障がいのある乳児、児童生徒に関する窓口、電話相談の充実を図ります。
② 生活習慣病の予防・早期発見	・特定健診、特定保健指導の充実により、脳血管疾患等につながる生活習慣病の予防と早期発見につなげます。
③ 心の健康づくりの推進	・精神疾患等の予防のために、心の健康増進やストレス対策として心の健康づくり講座や健康教育を行います。

2) 保健・医療の充実

取 組	内 容
① 地域医療体制の充実	・病状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるように医師会や基山町内の医療機関、周辺の市町及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。
② 成人保健対策の充実	・後遺症として身体障がい、視覚障がいや様々な内部障がいをきたす脳血管疾患、高血圧、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、地域における健康診査等への受診勧奨や疾病等に関する健康相談、健康教育活動を充実させます。
③ 歯科疾患の予防による口腔の健康の維持・増進	・定期的な歯科健診の受診や歯科医療を受けることが困難な障がい者への歯科疾患の予防等による口腔の維持・増進を図ります。

3) 精神保健・医療の適切な提供

取 組	内 容
① 精神科デイケアの充実	・精神障がい者の外来治療と日常生活へのリハビリテーションとして重要な精神科デイケアの充実を図ります。
② 多職種によるアウトリーチの充実	・在宅の精神障がいに対する多職種によるアウトリーチの充実を図ります。
③ 精神科病院の入院者の訪問支援	・精神科病院における医療保護入院者などの孤独感等を防ぐため、入院者訪問支援員の精神科病院への訪問、権利擁護を図ります。
④ 「こころの健康づくり実行宣言」の促進	・佐賀県の「こころの健康づくり実行宣言」に賛同する事業所の募集を促進することにより、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

4) 難病患者などへの支援の充実

取 組	内 容
① 専門的な情報提供や相談支援の強化	・医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「佐賀県難病相談支援センター」につなぎます。
② 地域ケア体制の充実	・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。
③ 医療的ケア児およびその家族への包括的な支援	・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月施行）に基づき、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
④ 小児慢性特定疾病児童の相談支援の充実	・小児慢性特定疾病児童等における社会生活を行う上での自立を促進するために相談支援等の充実に努めます。

【基本目標３】安心して生活できるまちづくりの推進

6. 生活環境の整備

(1) 現況と課題

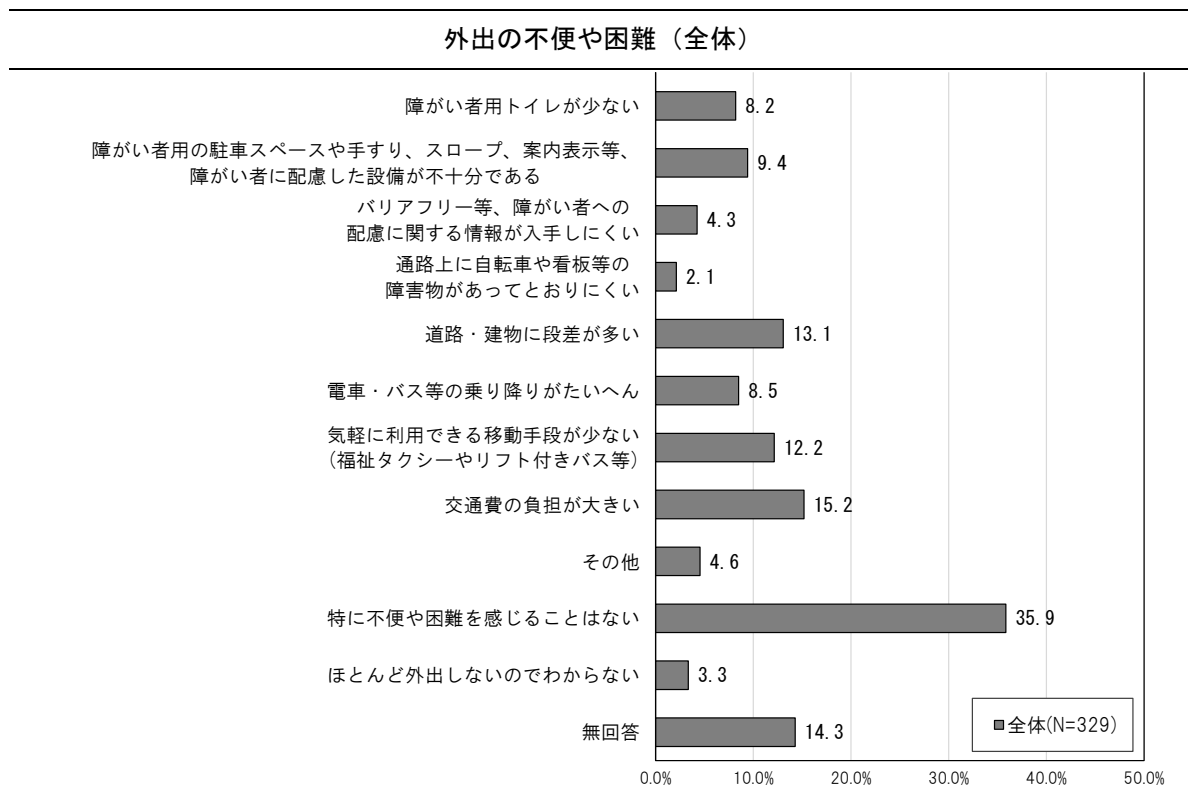
本町では、障がいのある人とその介護者の高齢化などが進んでいます。そのため、障がいのある人やその家族が地域で安心した生活を送れるよう、住宅の改修費用の助成や各種制度の周知・活用の促進、バリアフリー化された公営住宅の確保などが求められます。

アンケート調査によると、外出の不便や困難として、「交通費の負担が大きい」が15.2%の障がいのある人からあげられており、次いで「道路・建物に段差が多い」が13.1%、「気軽に利用できる移動手段が少ない」が12.2%となっています。

障がいのある人の日常の社会活動を支え、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、移動手段の確保、公共交通機関の利便性の向上が必要です。

さらに、日頃、利用する公共施設等のバリアフリー化や、障がいの有無に限らず、全ての人が施設に到達しやすいようにアクセシビリティを向上させるユニバーサルデザインが求められます。

また、障がいのある人が通行しやすい道路環境が必要であり、本町ではこれまで着実に整備を進めてきましたが、前述の「道路・建物に段差が多い」とのアンケートの結果も踏まえ、今後さらに、歩行者空間の確保や段差の解消、バリアフリー型信号機・道路標識等の整備、区域設定による速度抑制等が求められます。



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和5年12月）

(2) 今後の取組

1) 安全な住宅の確保

取 組	内 容
① 住宅改修の支援	・個人の住宅の段差解消やスロープ・手摺の設置、トイレ改修等には、住宅改修費給付事業や住宅改造助成事業、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知・活用を図り、障がい者向け住宅の改修・改造に関する情報提供や援助・助言を行います。
② 公営住宅の整備	・公営住宅等における車椅子の通行幅の確保、段差解消、手すりやスロープの設置等、障がいのある人等に配慮した整備を推進します。

2) 移動しやすい環境の整備

取 組	内 容
① 移動支援体制の構築	・障がいのある人の社会参加を促進するために、ボランティアやNPO法人等の協力のもと、移動サービスの実施などの移動支援体制を構築します。
② 公共交通機関の整備	・地域内の公共交通問題の改善策として、町内を運行するコミュニティバスのあり方を検討します。
③ お出かけマップの作成	・障がいのある人や高齢者が安心してまちなかに出かけることができるように、車いす対応のトイレの有無、スロープ、エレベーター、駐車場の状況等を、地図や記号を使ってわかりやすく表した「お出かけマップ」の作成を行います。

3) アクセシビリティに配慮した公共施設等の整備

取 組	内 容
① 公共建築物等のバリアフリー化	- 公共施設等の出入り口、廊下、トイレ等についてスロープや手すりの設置等、障がいのある人に配慮した整備を行います。 - 建築物の新築等においては、「高齢者、障害者等の移動の円滑化に関する法律（バリアフリー法）」に適合した整備を実施します。
② 小規模店舗のバリアフリー化促進	バリアフリー法施行令の改正（令和3年10月1日施行）に基づき小規模店舗のバリアフリー化の促進を検討します。
③ 公園等の整備	公園等の屋外公共空間について、障がいのある人等の利用に配慮した施設内容や構造とします。特に、施設のバリアフリー化を推進し、障がい者用トイレ、水飲み場の設置、駐車スペースの配置においてきめ細かな配慮をします。
④ 佐賀県パーキングパーミット制度の普及・啓発	佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度の普及を図り、障がいのある人の利用証の申請を促進するとともに、公共施設、店舗等における障がい者用駐車場の適正な利用を啓発します。

4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

取 組	内 容
① 道路環境の整備	障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の確保や段差の解消、障害物の撤去、視覚障がい者誘導用のブロックの設置等を計画的に整備します。
② バリアフリー型信号機等の整備	- 障がい者が安全に安心して自動車が運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化を推進します。 - 音響式信号機の設置を働きかけます。
③ 生活道路の速度抑制・通過交通の排除	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため区域（ゾーン）を設定して、最高速度（30km/h）の区域規制等の速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。

7. 防災・防犯等の推進

(1) 現況と課題

本町では、基山町地域防災計画に基づき「基山町洪水・土砂災害ハザードマップ」を町のホームページで閲覧できるようにしています。また、第4区において大雨による土砂災害を想定した避難訓練を実施しています。

平成 17 年の福岡県西方沖地震や平成 28 年の熊本地震など、隣接県においても地震災害が起こり、大雨による豪雨災害は近年多発しています。

このため、防災訓練等を通じて障がいのある人を含む地域住民の防災意識の向上とともに、自主防災組織の結成により、行政・住民・関係機関などが連携し、地域の防災体制の強化を図ることが求められます。

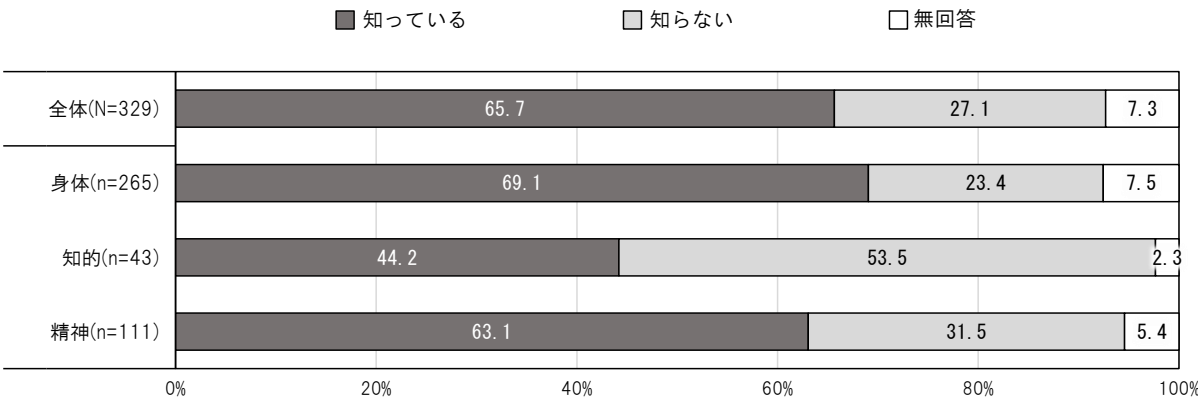
また、基山町災害時要支援者避難支援計画に基づき、避難支援の対象となる人を把握し、緊急時の連絡体制に努めていますが、避難行動要支援者制度や避難場所・避難経路に関する認知状況は低く、周知を徹底する必要があります。

さらに、アンケート調査では、災害が起こった場合の避難場所、避難経路について、「知らない」と回答した障がい者は、全体の 27.1%を占め、災害時に困ることとして、「自分で避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」を 28.0%の障がい者があげています。

避難所での生活環境が、障がいに応じた配慮等が十分に行われるよう、関係機関と連携し、さらに福祉避難所の拡充を図るとともに、障がい者の避難誘導から避難所生活を地域で支える体制が求められます。

近年、障がいのある人が犯罪や事故に巻き込まれるケースも多く、障がいのある人の防犯意識を向上させる取組を講じていくことが必要です。さらに、地域住民による日常的な見守りは、犯罪を未然に防ぐことに有効であることから、警察や関係機関、地域住民、関係団体との連携した取組が求められます。

災害時の避難場所、避難経路の認知状況



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和 5 年 12 月）

(2) 今後の取組

1) 防災対策の推進

取 組	内 容
障がい者のハザードマップの活用支援 ①	・「基山町洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用し、日頃から、避難場所や避難経路について認識を深めます。 ・障がい者のお住い周辺の災害の危険度や避難経路等に関する情報をハザードマップから得るための支援を検討します。
② 防災訓練の実施	・住民同士で助け合いがなされるよう、地域ごとに防災訓練を実施し、防災に対する町民の意識を形成し、また、障がいのある人自身が防災訓練に参加することで、災害時のスムーズな避難を促進します。

2) 災害時の避難支援体制の確立

取 組	内 容
① 避難行動要支援者制度の普及	・避難行動要支援者避難支援計画に基づき、民生委員やボランティアと連携し、対象となる人の把握や緊急時の連絡体制の強化に努めます。
② 避難場所での障がい者への配慮	・福祉避難所を充実し、障がいのある人が災害時に安心して過ごせる居場所づくりを行います。 ・避難場所において、障がい者に配慮されたトイレの整備や必要な医療的ケアが受けられるような設備の整備、障がいの特性を理解した支援員の配置を行います。
③ 簡易自家発電装置等の貸し出し	・人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時に稼働できるように、簡易自家発電装置の貸し出しを検討します。
④ 情報の充実	・災害時に必要な情報が十分に得られるよう、障がいの特性に配慮した情報提供体制の充実に取り組みます。

3) 防犯対策の推進

取 組	内 容
① 知識の普及	・判断能力が不十分な人などの被害を未然に防ぐため、消費者トラブルに関する知識の普及を行います。
② 基山町消費生活相談窓口の相談	・障がい者への消費者トラブルを未然に防止し、早期発見・早期対応を図るため、消費生活相談員による相談を受け付け、関係機関につなぎます。
③ メール 110 番等の周知、利用促進	・佐賀県警察本部に設置されている「メール 110 番」「ファックス 110 番」「アプリ 110 番」について、周知を図り、利用を促進します。

【基本目標 4】地域における社会参加の促進

8. 療育と教育の充実

(1) 現況と課題

子どもたちは、様々な特性や個性を持ちつつ、その子らしい豊かな発達過程を歩んで成長していきます。特に、学校教育現場では、障がいのある児童生徒について、その子の可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立の促進を図るため、一人ひとりの障がいの状態や能力・適性等に応じた教育を推進していく必要があります。

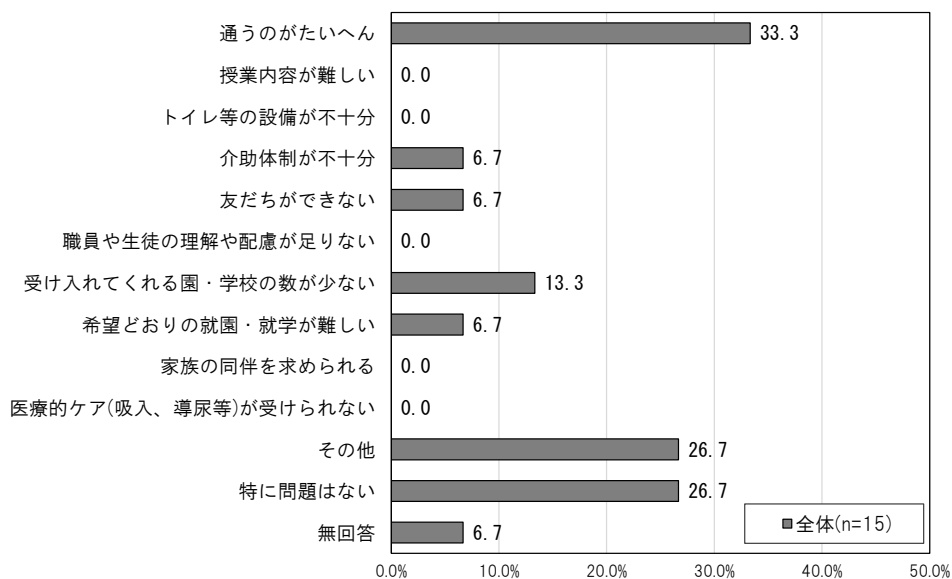
現在、本町では、小学校に 18 クラス、中学校に 6 クラスの特別支援学級が設置されています。学校内においては、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを目指しています。

今後、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に学び、共に遊ぶ機会をつくり、個性を尊重し合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

本町では、保健・福祉・教育関係部署の連携、情報共有を図るとともに、町内の幼稚園、保育所、公立小中学校、それぞれに特別支援教育コーディネーターを選任し、保護者や本人の就学相談に応じています。しかし、アンケート調査では、保護者から通園・通学で困っていることとして「受け入れてくれる園・学校の数が少ない」との回答が全体の 28.6%あり、保育所・幼稚園や学校などの通園・通学先に保護者が望むこととして「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が全体の 43.8%の保護者があげており、次いで「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が 25.0%あげられています。

このため、早期の段階から保護者の様々な疑問に答えられるように相談支援体制を充実させる必要があります。また、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境のバリアフリー化が求められています。

通園・通学で困っていること（全体）



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和5年12月）

（２）今後の取組

１）インクルーシブ教育システムの推進

取 組	内 容
① 特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒や地域社会と交流する学習機会を拡充し、理解と啓発を深めるとともに、両者が共に育つ、地域に開かれ、地域に支えられた障がい児教育の充実に努めます。
② 校内支援体制の構築	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるように努めます。

2) 教育環境の整備

取 組	内 容
① 早期からの教育 相談・支援体制 の充実	・医療・保健・福祉等の連携のもと、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断等の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
② 就学前から卒業 後までの切れ目 のない教育支援	・障がいのある子どもが、生涯にわたって一貫した支援が受けられるよう、保護者や関係者が連携してファイルを作成し、利用を促進します。
③ 教育の充実	・子どもたち一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、個別の指導計画や教育支援計画を活用し、子どもたちが合理的配慮のもとで、教育の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。
④ 教職員の専門性 の向上	・障がいのある児童生徒の教育における教職員の役割の重要性を踏まえ、教育形態に応じた専門的研修の一層の推進に努めます。 ・全ての教職員が障がいのある児童生徒を正しく理解・認識するため、校内の情報共有や指導体制を確立します。
⑤ 相談体制の充実	・就学相談では、障がいのある児童生徒の実態を的確に把握するとともに、保護者の様々な疑問に応えるような情報を提供します。

9. 雇用と就労の充実

(1) 現況と課題

障がいのある人が地域社会で自立した生活を営み生きがいのある生活を送る上で、就労による社会経済活動の役割は重要な意義を持っています。そこで、雇用への一層の推進を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等をはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援、雇用後の職場定着支援までの総合的な就労支援が求められます。

精神障がい者の就労支援の担い手として、ハローワークが実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」への参加が望まれます。

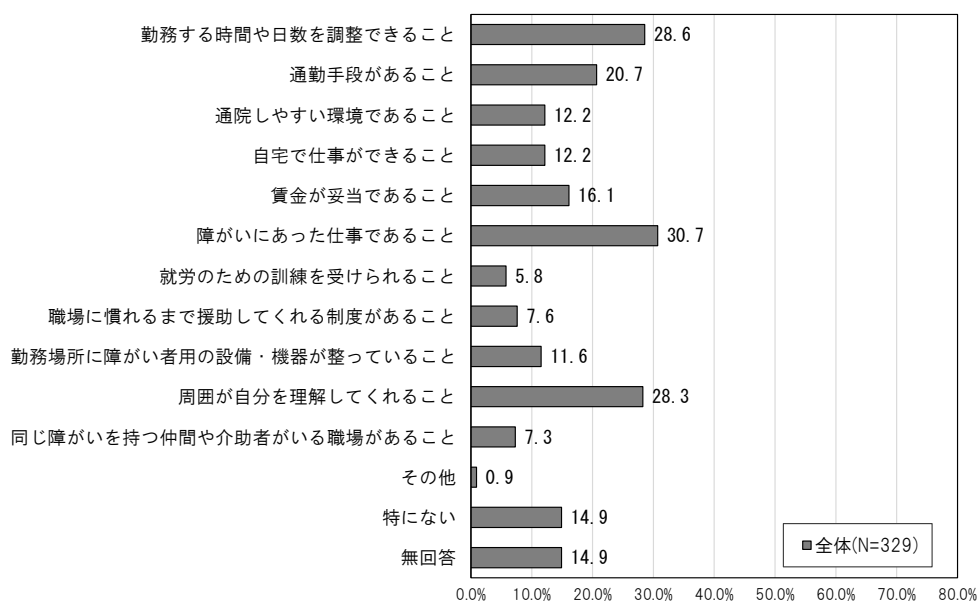
アンケート調査では、障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思うかの設問に対して、「障がいにあった仕事であること」が全体の30.7%、次いで、「勤務する時間や日数を調整できること」が28.6%、「周囲が自分を理解してくれること」が28.3%あげられています。

そのため、働く意欲のある人がその適性に応じて、個性にあった仕事を選択できるように仕事内容や勤務条件の多様化や周囲の人の障がい者への理解を深める必要があります。

また、雇用を促進するために、一般企業等における「障害者雇用率制度」の達成や「障害者優先調達推進法」に基づく障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入の制度の推進が求められます。

さらに、就労継続支援 A 型事業所における就労の質を向上させるため、「障害者総合支援法」に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する適正基準の確保や、就労継続支援 B 型事業所も含む工賃の向上を図る必要があります。

障がい者が働くために必要なこと（全体）



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和5年12月）

（２）今後の取組

１）総合的な就労支援

取 組	内 容
① ハローワークによる職業支援	・ハローワークが実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談や障害者社会復帰連絡会議の開催等に積極的な協力と参加を促進します。
② 就労前から職場定着支援まで一貫した支援	・ハローワークや障害者就労・生活支援センターなどの地域の関係機関が密接に連携し、就労意欲のある障がい者が職場定着するまでの一貫した支援を実施します。

２）障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

取 組	内 容
① 障がい特性に応じた就労支援	・多様な障がい特性に応じた就労支援を充実・強化し、障がい者の雇用の拡大と就労定着支援を図ります。
② 多様な就業機会の確保	・短時間労働や在宅就業、自営業など障がい者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ＩＣＴを活用したテレワーク等の普及・拡大を図ります。
③ 物品・サービスの優先購入（調達）	・「障害者優先調達推進法」に基づき、町や行政機関等の障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

3) 障がい者雇用の促進

取 組	内 容
① 精神障がい者の雇用促進	平成 25 年の「障害者雇用促進法」の改正に基づき、精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、精神障がい者の雇用について企業への理解促進に努め、雇用の促進を図ります。
② 法定雇用率の達成	民間企業及び役場職員の採用については、法定雇用率の達成はもとより、特別枠の障がい者の採用、雇用率の目標値等により雇用機会の拡大を図ります。
③ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知	公共職業安定所（ハローワーク）が実施する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知を行います。

4) 福祉的就労の底上げ

取 組	内 容
① 就労の場の確保	一般的な雇用が困難な障がいのある人に対しては、就労移行支援及び就労継続支援事業所の新設・拡大等を進め、就労の場の確保に努めます。
② 工賃の向上	事業所の経営力強化に向けた支援や、共同受注化など、官民一体となった取組の推進により、就労継続支援事業所の工賃の向上を図ります。

5) 経済的自立支援

取 組	内 容
① 制度の周知・利用促進	障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるように、年金や諸手当、障害福祉サービスにおける利用者の負担軽減など各種支援制度の周知に努め、受給資格者の利用を促進します。

10. 文化芸術活動・スポーツ等の参加促進

(1) 現況と課題

障がいのある人が個性ある創作活動や学習活動を行うことにより、就労や趣味の世界を広げ、自己実現と人生を豊かなものにすることが期待されます。

そのため、障がいのある人の年齢や障がいの特性に応じた生涯学習を可能とする環境が求められます。特に、学校卒業後に、障がい者が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活が送られるように、地域と学校の連携・協働の下、スポーツ・文化などの様々な機会に親しむことができるよう多様な学習機会の提供や充実が求められます。

また、文化芸術活動、スポーツやレクリエーションへの参加は、障がいのある人の生活を豊かにする上で極めて重要であるとともに、活動を通じて町民への障がいに対する理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に大きく寄与するものです。

特に、スポーツについては、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等が図られるため、からだと心、両方の健康増進という観点からも大きな意義があります。

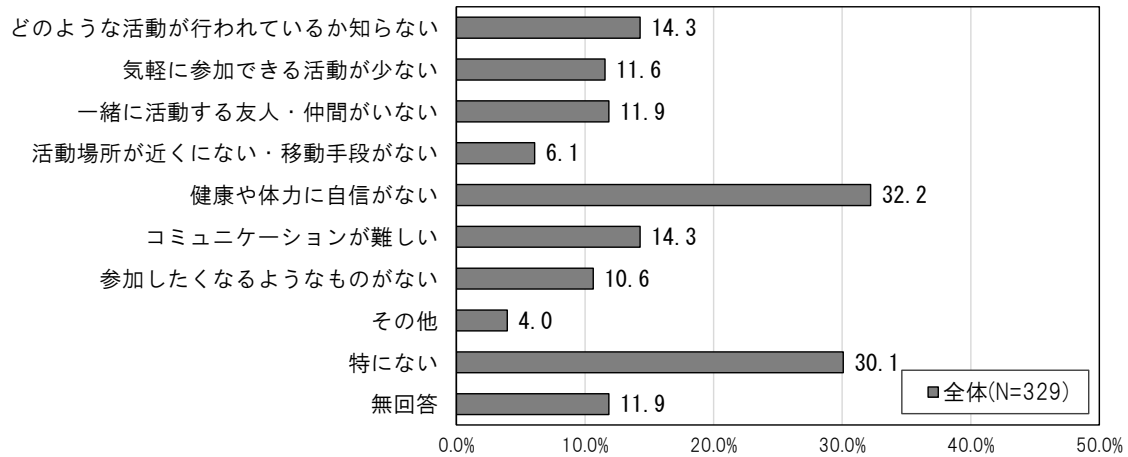
また、本町では、障がい者団体が開催する各種スポーツ大会やレクリエーションを支援し、障がいのある人同士の交流や、町民との交流が図られるよう、機会の確保に努めています。

さらに、障がいのある人やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントの開催や、活動内容を町民に周知することや、より活発な地域交流が図られる機会の確保が求められます。

また、アンケート調査によると、地域で行われている行事や余暇活動に参加しようとした場合に、その妨げとなることについての設問では、「健康や体力に自信がない」が32.2%と最も多く、次いで、「どのような活動が行われているか知らない」が14.3%、「一緒に活動する友人、仲間がいない」が11.9%となっています。

このため、障がいのある人の生きがいづくりや生活の質の向上を目的とした、気軽に参加できる活動の案内や、参加の呼び掛けなどの支援が求められます。

地域行事や余暇活動の参加のさまたげとなること（全体）



資料：基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査（令和5年12月）

（２）今後の取組

１）生涯学習の振興

取 組	内 容
① 生涯学習活動の充実	- 家庭・学校・地域の関係機関団体等との連携により、文化・スポーツ・レクリエーション活動等、様々な場面で学習の機会を創出し、生涯学習活動の充実に努めます。 - 誰もが参加しやすい講座や教室の充実を図り、生涯学習の支援・充実に取り組みます。
② 読書環境の整備促進	基山町立図書館における障がい者の読書環境の整備を促進します。
③ 地域学校協働活動の推進	地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進し、障がいのある子どもたちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実等を促進します。

２）文化芸術活動の振興

取 組	内 容
① 文化芸術活動への参加促進	基山町民会館等における障がいのある人の音楽、絵画、演劇、書道などの文化活動や各イベント等への作品展示を進め、文化活動への参加機会の確保に努めます。
② 文化芸術活動の支援	障がいのある人が地域において、文化芸術活動に親しむことができるよう、施設や設備の整備などを進めるとともに、文化芸術活動に関する取組を支援します。

3) スポーツ活動の振興

取 組	内 容
① 住民に対する啓発活動	・住民に対して、障がい者スポーツ事業への理解と協力を呼びかけ、参加の促進を図る啓発活動を積極的に展開します。
② 誰もが参加できるスポーツイベントの開催	・障がいの有無に関わらず、全ての住民が参加できるスポーツイベントの開催により、障がいのある人の体力増強だけではなく、住民との交流機会の場を創出します。
③ スポーツに親しめる環境の整備	・障がい者が地域において、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等を行い、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。

第6章 第7期基山町障がい福祉計画・第3期 基山町障がい児福祉計画

1. 基本理念

第7期基山町障がい福祉計画・第3期基山町障がい児福祉計画の基本理念は、「第3期基山町障がい者基本計画」と共通の理念として以下のように設定します。

《基本理念》

みんなで創る 心豊かな共創のまち きやま

2. 計画の基本的方向

計画の基本理念の実現のために、国の基本指針を踏まえて、次の8つの基本的方向に沿って計画を推進します。

1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら、ともに自分らしい生活ができる社会の実現のため、障がい者等の意思決定を尊重し、支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

2) 基山町が主体となった障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

本町の障がい者等が地域の一員として安心して暮らすためには、身近な地域でサービスが受けられる支援体制が求められます。ノーマライゼーションの理念の下、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者など、障がいの種別によらないサービスの充実を図ります。

3) 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活するために、施設入所や精神科病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応できるサービスの提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域生活支援の拠点づくり、法律や制度に基づかない形で提供されるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

さらに、障がい者の今後の生活の希望を把握し、一人暮らし等の本人が希望する暮らしができるよう支援体制の整備に努めます。

4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、日常生活を営むために医療を必要とする障がい児等への保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

子育て支援部署との情報共有・連携を図り、就学前（4歳児）からの障がいの早期発見に努めるとともに、障がいの疑いがある段階から早期療育につなげ、本人及びその家族に対して、身近な地域で支援を受けられるように、子育て相談の専門の相談員を配置し、相談支援及び通所支援等の提供体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育が受けられることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

6) 障害福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化、高齢化が進んでいるなか、将来にわたって障害福祉サービス等を安定的に提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施するためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必要です。人材の確保・定着を図るため、関係機関と協力しながら、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等の取組を推進します。また、処遇改善等による職場環境の整備、ハラスメント対策、ICT の導入等による事務負担の軽減、業務の効率化等に関係者と協力して取り組みます。

7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者等の地域における社会参加を促進するために、障がい者等の多様なニーズを踏まえ、就労支援の推進、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保を図ります。また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者等の養成に努めます。

8) 障害福祉全般に関する各種情報の周知

障害福祉全般に関する各種情報の発信及び啓発活動に取り組み、広報体制の充実を目指します。利用実績の少ない障害福祉サービスについては、利用することが可能な人が利用していない場合も考えられるので、今後も周知徹底に努めながらニーズを把握し、サービス提供体制の確保を図ります。

また、アンケート調査から災害時要支援者登録制度の認知度は僅かに向上していますが、引き続き、避難時の行動や避難場所についての情報提供に努め、支援体制の構築を図ります。

3. 目標設定値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画では、令和 5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者 18 人のうち 1 人が地域生活へ移行する目標を掲げていました。

令和 5（2023）年度末までに地域移行できた施設入所者は 0 人、削減数についても施設入所者数が増加しているため、未達成となっています。

本計画では、引き続き施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和 8 年度末までに、令和 4 年度末までの施設入所者 20 人のうち 1 人（5.0%）を地域生活へ移行するとともに、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の 20 人から 1 人（5.0%）削減することを目標とします。

【国の指針】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 令和 4 年度末の施設入所者の 6.0%以上を地域生活へ移行する。② 令和 4 年度末の施設入所者率を 5.0%以上削減する。 |
|--|

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実

入院している精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者だけではなく、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ²）な社会を構築していく必要があります。

鳥栖・三養基地域では、自立支援協議会において精神障がい者が地域の一員として安心して生活できるよう、精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。本町からも参加者を増やし、さらに、事業所だけではなく当事者や家族等の参加を推進し、協議の場の充実を図ります。

また、精神障がい者の地域生活への移行を推進するための体制の整備に努めます。

² インクルーシブ：障がいの有無に関わらず、あらゆる人が共に生きる社会を目指すこと。

■ 目標設定値（精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場合）

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回／年）		4回	4回	4回
参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療	28人	28人	28人
	福祉	75人	75人	75人
	介護	0人	0人	1人
	当事者	0人	0人	1人
	家族等	0人	0人	1人

■ 目標設定値（精神障がい者の地域生活への移行の推進）

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	17人	18人	19人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人

（３）地域生活支援拠点等の充実

鳥栖・三養基地域は、平成 30 年4月より居住支援のための機能を備えた地域にある様々な事業所・機関が連携し、それぞれが機能を分担する「面的整備型」の支援体制を構築し、自立支援協議会において取組の検討を行っています。今後も障がい者の生活を支える体制の充実に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数を令和5年度には2人、就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数を1人、就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数を1人、就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数を2人とする、また、一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合を7割とすることを目標として定め、就労移行支援事業の充実を図ってきました。

令和4年度実績をみると、福祉施設から一般就労への移行者数は1人、就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数は2人、就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数は0人、就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数は1人、また、一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合は3割となっています。

本計画においては、引き続き就労移行支援事業の充実を図り、一般就労への移行者数を令和3年度実績の2倍（2人）とします。就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数については2倍（2人）、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数については、令和3年度に実績がないため1人とします。

さらに、国の指針に基づき、就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合を5割以上とします。

また、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.50倍（3人）とします。本町の就労定着支援事業所は1か所のため、この事業所の就労定着率が7割以上となるように努めます。

【国の指針】

- ① 一般就労への移行者数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とする。
- ② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- ③ 就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.29倍以上とする。
- ④ 就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ⑤ 就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合を5割以上とする。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

■目標設定値

国の指針に基づき、令和3年度の実績値に対する令和8年度の目標値を設定しています。

項 目	【実績値】	【目標数値】
① 年間一般就労移行者数	1人	2人
② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人	2人
③ 就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数	0人	1人
④ 就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数	0人	1人
⑤ 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	—※1	5割
⑥ 就労定着支援事業の利用者数	2人	3人
⑦ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所数	0事業所	1事業所

※1 本町には就労移行支援事業所がないため、「—」と表記しています。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援については、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制が重要となります。本町では、児童発達支援センターについては、鳥栖市にある若楠療育園を利用しています。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、今後も利用促進を図ります。

医療的ケアが必要な障がい児への支援として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会では、医療的ケア児支援強化ワーキンググループを設置しており、令和４年度より医療的ケア児等コーディネーターの資格をもつ職員を配置し、支援体制の充実を図っています。

さらに、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握に努め、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

（６）相談体制の充実・強化等

国の指針では、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制の確保を基本としています。

本町では、窓口等において相談に対応していますが、総合的・専門的な相談については鳥栖・三養基地域の「基幹相談支援センター」と連携し対応にあたっています。また、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言は随時行っており、今後も相談支援事業者等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

■ 目標設定値

項 目	目標数値
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	４回以上
地域の相談支援事業者への人材育成の支援件数	１件以上
地域の相談機関との連携促進のための会議等の開催回数	４回以上
自立支援協議会やその部会、運営会議等の開催回数	４回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加し、サービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等による審査結果及び県の指導監査の結果を障害福祉サービス事業所等、関係自治体と共有する体制の構築を図ります。

■目標設定値

項 目	目標数値
障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	3人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回以上
指導監査結果の関係自治体との共有回数	1回以上

(8) 発達障がい者への支援

地域住民への理解啓発、発達障がい者を含む障害福祉に関する巡回相談の実施、ペアレントトレーニング³やペアレントプログラム⁴等の支援プログラムの開催、ピアサポート活動の支援等を佐賀県と連携し、発達障がい者への支援の充実を図ります。

³ ペアレントトレーニング：保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

⁴ ペアレントプログラム：子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。

4. 障害福祉サービス等の見込量と方策

(1) 障害福祉サービス

1) 訪問系サービス

●サービス見込量の考え方

- ・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
- ・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第6期実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 居宅介護	人	34	27	36	23	38	23
	時間分／月	568	606	615	524	653	530
② 重度訪問介護	人	1	0	1	0	1	0
	時間分／月	2	0	2	0	2	0
③ 同行援護	人	2	2	2	1	2	2
	時間分／月	16	42	16	19	16	22
④ 行動援護	人	3	2	3	3	3	3
	時間分／月	15	28	15	31	15	33
⑤ 重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0

【第7期見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 居宅介護	人	23	23	23
	時間分／月	559	597	637
② 重度訪問介護	人	1	1	1
	時間分／月	2	2	2
③ 同行援護	人	2	2	2
	時間分	26	34	46
④ 行動援護	人	4	4	5
	時間分／月	40	45	50
⑤ 重度障害者等 包括支援※	人	0	0	0
	時間分／月	0	0	0

※重度障害者等包括支援は、社会資源がないため見込みが「0」となっています。

●見込量確保のための方策

- ・障がい者、障がい児、難病患者等のそれぞれの特性に応じ、利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、近隣市町と連携しながら、サービス提供体制の整備を推進します。
- ・利用実績の少ないサービスは、利用することが可能な人が利用していない場合もあるため、周知徹底を図り、ニーズに応じたサービスの確保に努めます。

2) 日中活動系サービス

●サービス見込量の考え方

- ・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
- ・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第6期実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 生活介護	人	32	38	32	36	33	36
	人日／月	587	701	608	662	627	660
② 自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	0	1	0
	人日／月	22	0	22	0	22	0
③ 自立訓練 (生活訓練)	人	3	0	3	0	3	0
	人日／月	32	0	33	0	35	0
④ 宿泊型 自立訓練	人	2	2	2	1	2	1
	人日／月	50	41	50	8	50	8
⑤ 就労移行支援	人	11	7	11	7	12	7
	人日／月	98	78	99	37	108	50
⑥ 就労継続支援 (A型)	人	26	23	29	25	32	24
	人日／月	338	383	377	420	416	400
⑦ 就労継続支援 (B型)	人	72	66	76	71	80	72
	人日／月	1,152	1,063	1,216	1,189	1,280	1,200
⑧ 就労定着支援	人／月	1	2	1	2	1	1
⑨ 療養介護	人／月	6	7	6	7	6	7
⑩ 短期入所 (福祉型)	人	2	4	6	6	6	6
	人日／月	4	7	12	8	12	8
⑪ 短期入所 (医療型)	人	3	0	5	0	5	0
	人日／月	3	0	10	0	10	0

【第7期見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 生活介護	人	39	43	46
	人日／月	716	774	837
② 自立訓練 （機能訓練）	人	1	1	1
	人日／月	22	22	22
③ 自立訓練 （生活訓練）	人	3	3	3
	人日／月	29	29	29
④ 宿泊型自立訓練	人	1	1	1
	人日／月	10	13	17
⑤ 就労選択支援 ※令和7年度開始	人	—	—	—
	人日／月	—	—	—
⑥ 就労移行支援	人	7	7	7
	人日／月	32	27	23
⑦ 就労継続支援 （A型）	人	25	25	25
	人日／月	451	485	521
⑧ 就労継続支援 （B型）	人	73	74	76
	人日／月	1,270	1,357	1,450
⑨ 就労定着支援	人／月	3	3	3
⑩ 療養介護	人／月	7	7	7
⑪ 短期入所 （福祉型）	人	7	8	10
	人日／月	10	11	14
⑫ 短期入所 （医療型）	人	1	1	1
	人日／月	1	1	1

●見込量確保のための方策

- ・生活介護については、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所との連携を強化し、より一層サービス提供体制の充実を図ります。
- ・自立訓練については、利用者のニーズの把握及びサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、引き続き提供体制の確保を図ります。
- ・就労支援については、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所、企業等と連携を図りながら、サービス提供に努めます。
- ・就労継続支援（B型）については、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入及び既存事業所の拡充を支援し、サービスの確保を図ります。

- ・就労選択支援は、令和7年から新たに開始される予定のサービスで、働く力と意欲のある障がい者に対して、就労アセスメントの手法を活用し、本人と共同しながら、強みや特性、就労に関する課題等を整理し、本人の希望、就労能力に合った選択を支援します。事業所の参入状況や利用者のニーズの把握に努め、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応します。
- ・短期入所については、サービス提供体制の充実を図り、緊急時の受け入れにも対応できるよう事業所の拡充や関係機関との連携に努めます。

3) 居住系サービス

●サービス見込量の考え方

- ・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
- ・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第6期実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 自立生活援助	人／月	0	1	0	1	0	0
② 共同生活援助 (グループホーム)	人／月	38	34	43	39	48	35
③ 施設入所支援	人／月	18	21	18	20	17	21

【第7期見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 自立生活援助	人／月	1	1	1
② 共同生活援助 (グループホーム)	人／月	42	45	48
③ 施設入所支援	人／月	21	20	19

●見込量確保のための方策

- ・共同生活援助（グループホーム）については、親亡き後や施設入所者、退院可能な精神障がい者が安心して地域生活へ移行できるよう充実に努め、生活の場の確保に努めます。
- ・施設入所支援については、障害支援認定区分に基づき、必要な人が利用できるようにサービス調整に努めます。また、障がい者のニーズを把握し、迅速な対応ができるように障害者支援施設と連携強化を図るとともに、地域での自立が可能な人については移行を支援します。

4) 相談支援

●サービス見込量の考え方

- ・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
- ・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第6期実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 計画相談支援	人	144	154	152	156	161	158
② 地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
③ 地域定着支援	人	2	2	2	2	2	1

【第7期見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 計画相談支援	人	161	167	172
② 地域移行支援	人	1	1	1
③ 地域定着支援	人	3	3	4

●見込量確保のための方策

- ・計画相談では、指定特定相談支援事業者が障がい者の障害福祉サービス利用計画を作成することから、関係機関との連携を強化し、ニーズに応じたサービスを利用できるよう体制の充実・整備に努めます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、様々な機会を通じて情報提供を行い、地域生活への移行が可能な人の把握に努めるとともに、障害者支援施設、病院等と緊密に連携し、相談支援体制の整備に努めます。

(2) 障害児福祉サービス

●サービス見込量の考え方

- ・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
- ・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第2期実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 児童発達支援 (重心児含む)	人	31	56	32	61	33	70
	人日/月	209	374	233	378	259	400
② 医療型児童発達 支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
③ 放課後等 デイサービス	人	53	67	54	99	55	120
	人日/月	583	739	594	1,066	605	1,200
④ 保育所等訪問 支援	人	5	7	6	15	6	25
	人日/月	5	4	6	13	6	16
⑤ 居宅訪問型 児童発達支援	人	1	1	1	0	1	0
	人日/月	5	3	5	0	5	0
⑥ 障害児相談支援	人	79	123	82	157	85	170

【第3期見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援 (重心児含む)	人	75	80	85
	人日/月	420	440	460
② 放課後等 デイサービス	人	123	130	135
	人日/月	1,354	1,400	1,450
③ 保育所等訪問 支援	人	25	27	28
	人日/月	16	32	34
④ 居宅訪問型 児童発達支援	人	1	1	1
	人日/月	5	5	5
⑤ 障害児相談支援	人	180	200	220

※医療型児童発達支援は、令和6年4月より「児童発達支援」に統合されます。

●見込量確保のための方策

- 児童発達支援については、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス提供体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、必要な支援を実施していきます。また、利用実績の少ない居宅訪問型児童発達支援については、周知を図りながら、ニーズに応じたサービスの確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス提供体制の充実を図るとともに、学校、家庭等と連携しながら必要な支援を実施していきます。
- 障害児相談支援については、児童福祉法に定められる障害児相談支援事業者が通所サービスを利用する際に障がい児の通所サービス利用計画を作成することから、関係機関との連携を強化し体制の充実及び整備に努めます。

(3) 地域生活支援事業

●サービス見込量の考え方

- ・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
- ・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第6期実績】

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 相談支援事業							
相談支援事業所設置数	か所	1	1	1	1	1	1
② 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣回数	回／年	45	39	45	20	45	22
要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	0	1	0	1	0
③ 日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件／年	5	1	5	0	5	0
自立生活支援用具	件／年	5	2	5	2	5	2
在宅療養等支援用具	件／年	4	0	4	2	4	2
情報・意思疎通支援用具	件／年	6	1	6	3	6	0
排泄管理支援用具	件／年	106	441	112	387	118	400
住宅改修費	件／年	1	0	1	0	1	0
④ 移動支援事業							
支給決定者数	人／年	13	1	14	1	15	1
延べ利用者数	人／年	20	2	22	10	24	10
⑤ 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	0	1	0	1	0
⑥ 日中一時支援事業							
支給決定者数	人／年	16	7	17	7	18	8
延べ利用者数	人／年	50	51	53	47	56	48
⑦ 手話奉仕員養成研修事業							
奉仕員養成研修参加者数	人／年	20	12	20	4	20	20
手話通訳奉仕員登録者数	人／年	13	0	13	0	13	0

【第7期見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 相談支援事業				
相談支援事業所設置数	か所	1	1	1
② 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣回数	回／年	22	22	22
要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	1	1
③ 日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件／年	3	3	5
情報・意思疎通支援用具	件／年	4	4	5
排泄管理支援用具	件／年	400	420	440
住宅改修費	件／年	1	1	1
④ 移動支援事業				
支給決定者数	人／年	2	2	2
延べ利用者数	人／年	20	20	20
⑤ 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	1	1
⑥ 日中一時支援事業				
支給決定者数	人／年	8	8	8
延べ利用者数	人／年	48	48	48
⑦ 手話奉仕員養成研修事業				
奉仕員養成研修参加者数	人／年	20	20	20
手話通訳奉仕員登録者数	人／年	10	10	10

●見込量確保のための方策

① 相談支援事業

- ・相談支援事業を周知し、関係機関と連携し多様化するニーズに適切に対応することができるよう支援を続けます。

② 意思疎通支援事業

- ・事業内容の周知を図り、障がい者（児）が円滑に意思疎通できるように支援体制の充実を図ります。
- ・手話通訳者等の把握に努め、連携を強化し、派遣体制の確保を進めます。

③ 日常生活用具給付事業

- ・安定した在宅生活を営むことができるよう継続的にニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。
- ・日常生活用具に関する種類や機能等について周知を図るため、広報紙やホームページを活用し、情報提供の充実を図ります。

④ 移動支援事業

- ・障がい者（児）の外出時に必要な個々のニーズに対応し、福祉サービス事業者との連携を図りながら、引き続き安定したサービスの提供に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

- ・第6期では利用実績がないため、より一層の周知を行い、利用を促進するとともに、福祉サービス事業者と連携し、安定したサービスの提供に努めます。

⑥ 日中一時支援事業

- ・障がい者（児）が、日中に活動できる場を提供するとともに、一時的な預かりを行うことによって、家族の介護の軽減を支援します。
- ・広報誌やホームページ等で事業の周知を行い、障がいの特性や状況に合わせた適切なサービス提供を図ります。

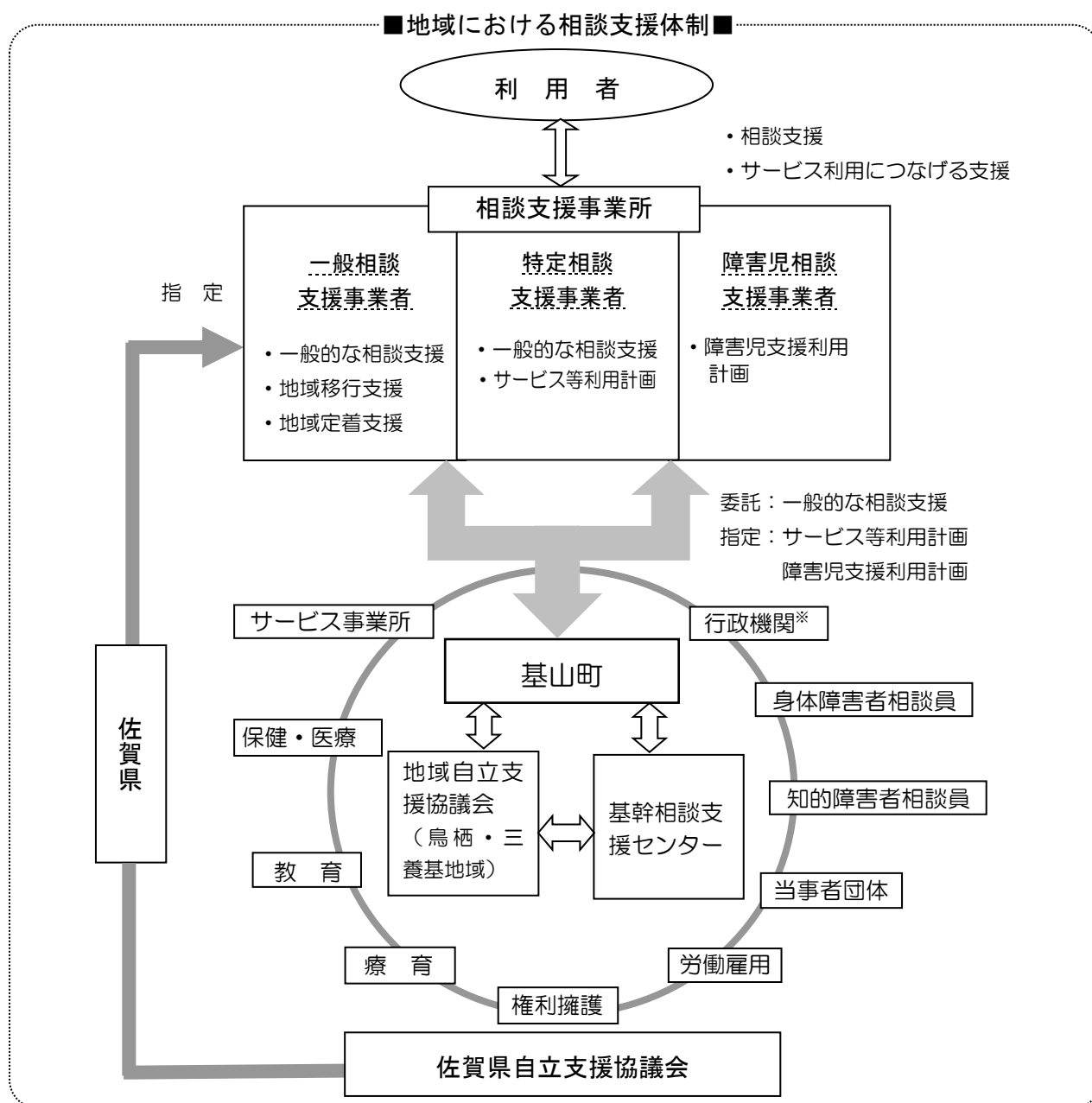
⑦ 手話奉仕員養成研修事業

- ・障がい者（児）が社会参加をする上で必要な支援者の育成を図るとともに、広報紙やホームページを活用し、情報提供の充実を行います。

(4) 地域における相談支援体制

現在、本町では相談支援事業を事業所に委託し、相談支援を実施するとともに、福祉課においても窓口・電話・訪問により相談支援を行っています。また、地域の中に身体障害者相談員、知的障害者相談員を配置して、障がい者の支援にあたっています。

さらに、地域の相談支援の拠点として、鳥栖・三養基地域に「基幹相談支援センター」を1箇所設置しており、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、虐待防止等の相談支援を行っています。



※ 平成 30 年 10 月に設置された子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーター及び子育て支援コーディネーターを配置し、障がい児はもとより、子育てに関する総合的な相談、支援を実施。

(5) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会とは、総合相談窓口に寄せられた相談を地域で解決していくために行われる、地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として市町村が設置し、圏域内の行政・教育・医療・福祉等各団体で構成されています。

本町においては、基山町・鳥栖市・上峰町・みやき町と合同で協議会を設置し、総合会議（全体会・定例会）や専門部会を通じ、困難事例などの課題への対応や地域の課題解決に向けたネットワークの構築などを行っています。

■ 専門部会

部会名	内 容
① 障害者差別解消法支援地域協議会	・ 障害者差別解消法施行後の社会の変化を検証するとともに、権利擁護に関して更なる意識の高揚に努める。 ・ 虐待の事例検討を通して情報共有と事案発生時の対応、再発防止策についての検討を行う。
② こども部会	・ 未就学児・就学児での困り感を共有しながら、こども達の生活全体を協議する。 ・ 医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループ（医療的ケア児の実態や現状を把握し、そこから課題を抽出していくことから始め、今後の医療的ケア児支援体制の整備につなげていく。）
③ 暮らしの支援部会	・ 地域移行・退院促進協議会 （地域移行支援、地域定着支援を実践することに関する協議会であり、障害福祉の資源としての量の確保と同時に入所施設や医療機関と地域との連携をスムーズに行うためのシステムづくりを検討する。） ・ 生活の場協議会 （生活の場に関する総合的な議論を行う協議会であり、様々な生活の場の資源や課題を知り、障がい者自身が求める生活のイメージを描き、情報や課題を共有するネットワーク支援等を検討する。）
④ 相談支援部会「相談支援体制推進協議会」	・ 指定相談支援事業所の課題解消と質の向上を図るため、各種勉強会を中心に活動を行う。
⑤ 就労支援部会	・ 就労支援ネットワーク強化等

地域自立支援協議会には、大きく分けて下の6つの機能があります。地域自立支援協議会は、共通の目的である「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指して、情報を共有して、具体的に協働することで、地域支援体制のレベルアップを図ります。

■ 自立支援協議会の主な目的・機能 ■

情報機能

- ・ 地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開

評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・ サービス利用計画作成費対象者、重度障害者等包括支援事業等の評価
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

第3期基山町障がい者基本計画、第7期基山町障がい福祉計画・第3期基山町障がい児福祉計画における施策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の総合計画や地域福祉計画等の上位計画及びその他の個別福祉計画との連携を図り、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応した適切な事業の展開を図ります。

また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等の関係機関及び庁内関係各課による連携を強化し、総合的に施策の取組を実施します。

2. 計画推進のためのネットワーク構築

本計画の施策は、生活環境、情報、防災・防犯、人権、生活支援、保健・医療、教育、雇用・就業、生涯学習、文化・スポーツ等、広範囲な分野にわたっています。したがって、本計画の推進については、福祉課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域全体で障がいのある人を支える観点から、障がい者関係団体、サービス提供事業者、保健医療機関、ボランティア等の民間団体等の地域ネットワークの構築、強化を進めていきます。

広域的な対応が必要な施策については、鳥栖・三養基地域及び県と連携を図ってその実現に努めます、また、国・県には、行財政上の措置に関する要請を必要に応じて行います。

3. 広報・啓発活動の推進

本計画について、町の広報紙やホームページ等で周知を図るとともに、障がいのある人と地域住民、関係団体等が協力して実施していくことができるように、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を推進します。

4. 進捗状況の管理及び評価

(1) 進捗状況の管理

本計画の施策の実施状況を把握し、次期計画策定時に施策の達成状況を検証します。

(2) 計画の評価・見直し

「基山町障害者基本計画等策定委員会」により本計画の評価・見直しを行います。社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合は、計画期間の途中にあっても、本計画を柔軟に見直すこととします。

第 8 章 資料編

1. 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例

平成26年12月12日条例第22号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する基山町障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく基山町障害福祉計画（次条において「計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、基山町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する次の事項について調査、研究及び審議を行い、町長に対し意見具申を行うものとする。

- (1) 障害者の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 障害者の将来予測に関すること。
- (3) 障害福祉サービスの目標量の設定に関すること。
- (4) 障害福祉サービスの提供体制に関すること。
- (5) 障害福祉の環境整備に関すること。
- (6) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 障害者団体代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する意見具申が完了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査、研究及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該事項に関する調査、研究及び審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第8条 会長は、委員会の会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(報酬等)

第9条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号。以下「報酬等条例」という。）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に基山町障害者計画等策定委員会の委員である者は、この条例の規定に基づく委員会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の基山町障害者計画等策定委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間は、第9条中「平成26年条例第29号」とあるのは、「昭和36年条例第4号」とする。
- 4 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間は、報酬等条例第2条及び第3条に規定する別表中「障害者計画等策定委員会委員」とあるのは、「障害者基本計画等策定委員会委員」と読み替える。

附 則（平成30年12月14日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2. 基山町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

区 分	所属組織・団体等	委 員 名
保健・医療・福祉 関係者	社会福祉法人 基山町社会福祉協議会	◎ 日 高 紀 子
	志賀眼科医院	志 賀 宗 祐
	特定非営利活動法人 総合相談支援センター キャッチ	高 口 まりな
	社会福祉法人 若楠 青葉園	○ 長 尾 宙
障害者団体代表者	基山町障がい者保護者の会	檜 垣 聖 子
	基山町身体障害者福祉協会	松 石 純 明
学識経験者	基山町民生委員児童委員協議会	熊 本 則 子
行政関係者	佐賀県鳥栖保健福祉事務所	松 永 康 明

◎：会長 ○：副会長

3. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年8月30日	第1回基山町障害者基本計画等策定委員会
令和5年9月28日 ～10月20日	障がい者福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年9月29日	住民ワークショップの実施
令和5年12月26日	第2回基山町障害者基本計画等策定委員会
令和6年1月30日	第3回基山町障害者基本計画等策定委員会
令和6年2月15日 ～3月14日	パブリックコメント（住民からの意見公募）の実施
令和6年3月21日	第4回基山町障害者基本計画等策定委員会

第 3 期基山町障がい者基本計画
第 7 期基山町障がい福祉計画
第 3 期基山町障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 佐賀県 基山町 福祉課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 6 6 6 番地

電話 0 9 4 2 - 9 2 - 7 9 6 4

F A X 0 9 4 2 - 9 2 - 7 1 8 4